

令和7年度

学校教育指導指針

(特別支援学校)



令和7年3月

岩手県教育委員会事務局学校教育室

目 次

I	いわて県民計画（2019～2028）	1
II	県教育委員会が目指すところ	2
III	県教育委員会の経営計画（抜粋）	3
IV	再発防止「岩手モデル」	4
V	各校共通して取り組む内容の指導の要点（岩手県教育振興計画をふまえた内容）	6
1	岩手で、世界で活躍する人材の育成	9
2	確かな学力の育成	11
3	豊かな心の育成	16
4	健やかな体の育成	18
5	共に学び、共に育つ特別支援教育の推進 （特別支援学校に関わる内容のため「Ⅷ 特別支援学校教育の指導の要点」に記載）	
6	いじめ問題への確かな対応と不登校対策の推進	20
7	学びの基盤づくり	22
VI	いわての特別支援教育が目指すもの	26
VII	特別支援学校が重点事項として取り組む内容	27
VIII	特別支援学校教育の指導の要点	28
○	学習指導要領に基づき取り組む内容	
1	主な要点	28
2	各教科	29
3	特別の教科 道徳	30
4	外国語活動	30
5	総合的な学習の時間・総合的な探究の時間	31
6	特別活動	31
7	自立活動	32
○	「いわて特別支援教育推進プラン」に基づき取り組む主な内容	33
IX	特別支援学校に関する主な事業・取組	34
1	岩手県立学校医療的ケア体制整備事業	34
2	特別支援学校キャリア教育推進事業	34
3	特別支援学校スクールカウンセラー配置事業	34
4	A T ・ I C T 機器を活用した取組	34
X	資料	35
1	特別支援教育に関する主な通知・通達・報告	35
2	岩手県教育委員会で発刊した主な特別支援教育指導資料	36

I いわて県民計画（2019～2028）

いわて県民計画（2019～2028）

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/seisaku/suishin/1018014/index.html>



「いわて県民計画(2019～2028)」長期ビジョン

～学びや人づくりによって、将来に向かって可能性を伸ばし、自分の夢を実現できる岩手～

平成 31（2019）年度から 2028 年度までの 10 年間、長期的な岩手県の将来を展望し、県民みんなで目指す将来像と、その実現に向けて取り組む政策の基本方向を示しています。10 の政策分野の中の一つに教育分野が位置付けられており、主要な指標（幸福指標）及び一人ひとりの幸福を守り育てる取組が示されています。

この長期ビジョンをもとに、重点的・優先的に取り組むべき政策や、その具体的な推進方策を示し、長期ビジョンの実効性を確保するものが以下のアクションプラン（政策推進プラン）です。

「いわて県民計画(2019～2028)」第2期アクションプラン(政策推進プラン) 指標一覧表

県では、県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指して、第2期アクションプラン（政策推進プラン）を策定しました。これは、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度までの4カ年で重点的・優先的に取り組む政策や、その具体的な推進方策の目標値を明確にししながら、教育の充実を図っていくものです。

特別支援教育の推進

指標	目標値				出典 (根拠となる調査等)
	2023 (R 5)	2024 (R 6)	2025 (R 7)	2026 (R 8)	
いわて幸福関連指標					
■特別支援学校が適切な指導・支援を行っていると感じる保護者の割合	96%	96%	96%	96%	学校教育室調査
具体的な推進方策					
◆ 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実					
○ 「引継ぎシート」を活用し、進学時に円滑な引継ぎを行っている学校の割合	100%	100%	100%	100%	学校教育室調査
○ いわて特別支援学校就労サポーター制度への登録企業数	133 社	139 社	145 社	151 社	学校教育室調査
◆ 各校種における指導・支援の充実					
○ 交流籍の活用や学校間交流により交流及び共同学習を実施した児童生徒の割合	68%	70%	72%	74%	学校教育室調査
○ 特別支援学校の授業研究会・研修会に参加した小・中学校等及び高等学校の教員数（累計）	655 人	780 人	905 人	1030 人	学校教育室調査
◆ 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進					
○ 県立学校における医療的ケアが必要な児童生徒が、医療的ケア看護職員による医療的ケアを受けた割合	100%	100%	100%	100%	学校教育室調査
○ 特別支援教育サポーターの登録者数	390 人	420 人	450 人	480 人	学校教育室調査

Ⅱ 県教育委員会が目指すところ

岩手県教育振興計画(2024～2028)の概要

基本目標

学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり
 ~自分らしい生き方の実現に向けた 新たな時代のいわての教育~

学校教育における目指す姿

岩手の子どもたちが、自分らしくいきいきと学び、夢を育み、希望あるいわてを創造する「生きる力」を身に付けている

社会教育・家庭教育における目指す姿

主体的・協働的な学びを通じて、地域や家庭におけるつながりや支え合いが生まれ、県民一人ひとりが、自分らしくいきいきと学び、暮らしている

取組の視点

視点
1

一人ひとりの可能性を
伸ばす学びの確保

視点
2

郷土に誇りと愛着を持ち、岩手で
世界で活躍する人材の育成

視点
3

岩手らしさを生かした
生涯にわたる学びの充実

視点
4

教育分野におけるデジタルトランス
フォーメーション(DX)の推進

視点
5

東日本大震災津波の経験や
教訓を踏まえた学びの推進

具体的な施策の内容

学 校 教 育

- 1 岩手で、世界で活躍する人材の育成**
 - ①「いわての復興教育」などの推進
 - ②キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成
 - ③岩手と世界をつなぐ人材の育成
 - ④イノベーションを創出する人材の育成
- 2 確かな学力の育成**
 - ①これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
 - ②児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実
 - ③社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進
- 3 豊かな心の育成**
 - ①自他の生命を大切にし、人権を尊重する心の育成
 - ②学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成
 - ③学校における文化芸術教育の推進
 - ④主権者教育などによる社会に参画する力の育成
- 4 健やかな体の育成**
 - ①児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実
 - ②適切な部活動体制の推進
- 5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進**
 - ①就学前から卒業後までの一貫した支援の充実
 - ②各校種における指導・支援の充実
 - ③教育環境の充実・県民理解の促進
- 6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進**
 - ①いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対応
 - ②児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進
 - ③デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進
- 7 学びの基盤づくり**
 - ①安全・安心でより良い教育環境の整備
 - ②生まれ育った環境に左右されない教育機会の確保
 - ③目標達成型の学校経営の推進
 - ④魅力ある学校づくりの推進
 - ⑤多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保
 - ⑥教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上
 - ⑦「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づく教職員の働き方改革
- 8 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進**
 - ①各私立学校の建学の精神などに基づく特色ある教育活動の支援
 - ②私立学校の耐震化の支援や教育環境の整備促進

社会教育・家庭教育

- 9 学校と家庭・地域との協働の推進**
 - ①学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり
 - ②豊かな体験活動の充実
- 10 子育て支援や家庭教育支援の充実**
 - ①子育てや家庭教育に関する学習機会の提供
 - ②子育てや家庭教育を支える環境づくりの推進
- 11 生涯にわたり学び続ける環境づくり**
 - ①多様な学習機会の充実
 - ②岩手ならではの学習機会の提供
 - ③学びと活動の循環による地域の活性化
 - ④社会教育の中核を担う人材の育成
 - ⑤多様な学びのニーズに応じた拠点の充実
- 12 次世代につなげる民俗芸能や文化財の継承**
 - ①部活動や地域と連携した取組などを通じた民俗芸能の保存と継承
 - ②伝統文化、文化財などを活用した交流の推進

県教育委員会では、令和6年度からの5年間を計画期間とする「岩手県教育振興計画(2024～2028)」を策定しました。この計画は、教育施策の方向性や具体的な取組方策などを定め、本県の教育振興の取組の指針となるものです。

また、教育基本法第17条第2項に基づき、令和5年6月に策定された国の第4期教育振興基本計画(令和5～9年度)を参酌して策定する「本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものです。

岩手県教育振興計画(2024～2028)

https://www.pref.iwate.jp/kyou_ikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/index.html



Ⅲ 県教育委員会の経営計画

令和7年度 岩手県教育委員会 経営計画

県教育委員会では、「いわて県民計画（2019～2028）」及び新たな「岩手県教育振興計画（2024～2028）」等に基づき、児童生徒が、変容する社会に適応し、社会を創造するための「生きる力」を身に付け、岩手の未来を切り拓いていけるよう、また、一人ひとりの人生が豊かで活気ある地域社会の形成に教育分野から貢献できるよう、学校教育や社会教育・家庭教育の推進を図っていきます。

本年度は、児童生徒への心のサポートや就学支援などの充実や、「いわての復興教育」などの一層の推進に取り組むとともに、「確かな学力の育成」と、不登校対策をはじめとする「誰一人取り残されない学びの確保」に重点的に取り組みます。また、ICT等を効果的に活用した学習の質の向上や、地域や地域産業との共創による魅力ある学校づくり、学校・家庭・地域が連携する仕組みづくりや、生涯にわたって学び続けられる環境づくり、次期県立高校再編計画の策定などに取り組みます。

◆「いわて県民計画（2019～2028）」第2期復興推進プランに基づく東日本大震災津波からの教育の復興 Ⅰ きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実、防災・復興を支えるひとづくりの推進

〔重点事項〕 幼児児童生徒の心のサポート

安心して学べる環境の整備

「いわての復興教育」などの推進

◆「いわて県民計画（2019～2028）」第2期政策推進プラン・行政経営プラン及び「岩手県教育振興計画（2024～2028）」の着実な推進

Ⅰ 学校教育の充実

〔重点事項〕

- 1 岩手で、世界で活躍する人材の育成
- 2 確かな学力の育成
- 3 豊かな心の育成
- 4 健やかな体の育成
- 5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進
- 6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進
- 7 学びの基盤づくり

1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

- ・「いわての復興教育」などの推進
- ・キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成
- ・岩手と世界をつなぐ人材の育成 等

2 確かな学力の育成

- ・これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
- ・児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実 等

3 豊かな心の育成

- ・自他の生命を大切に、人権を尊重する心の育成
- ・学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成
- ・学校における文化芸術教育の推進
- ・主権者教育などによる社会に参画する力の育成

4 健やかな体の育成

- ・児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実
- ・適切な部活動体制の推進

5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進

- ・就学前から卒業後までの一貫した支援の充実
- ・各校種における指導・支援の充実
- ・教育環境の充実・県民理解の促進

6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進

- ・いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処
- ・児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進
- ・デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進

7 学びの基盤づくり

- ・安全・安心でより良い教育環境の整備
- ・魅力ある学校づくりの推進
- ・多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保
- ・教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上
- ・岩手県教職員働き方改革プランの推進 等

IV 再発防止「岩手モデル」

URL <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/kyoushokuin/1057698/index.html>

県HP トップページ > 教育・文化 > 教育 > 教職員 > 再発防止「岩手モデル」

再発防止「岩手モデル」～TSUBASA モデル～は、教職員等による不適切な指導の根絶を図るため、令和6年5月に策定されたものです。

各校では、教職員等全員で不適切な指導を許さない、見過ごさないという風土を醸成するとともに、管理職が個々の教職員等の児童生徒に対する指導の状況を把握し、適切な人事管理を行うことが求められます。

県教育委員会は、不適切な指導の根絶に係る取組や事案対応を学校任せにせず、積極的な情報共有と指導助言を行うとともに、より適切な対応をとることができるよう、これまでの組織体制や制度のあり方を見直すことも必要です。

このような考えのもと、これまで取り組んできたことに加え、次のような新しい取組を実施することなどにより、教職員等による不適切な指導の根絶を図るため、再発防止「岩手モデル」として取りまとめました。

【教職員等】

- ・ 教職員等全員が、本モデルが掲げる具体的な取組を理解したうえで児童生徒を指導する旨の宣言書を提出する。
- ・ 部活動に関わる教職員等全員が部活動指導者研修を受講する。

【管理職】

- ・ 不適切な指導の根絶を学校経営計画の重点目標の一つとする。
- ・ 部活動において、児童生徒や保護者等から、教職員等による不適切な指導の申し出があった場合、申し出の内容が明らかに不自然でない限り、当該教職員等を直ちに指導から外す。

【県教育委員会】

- ・ 岩手モデルを推進し、不適切な指導に対応する部署を新設する。
- ・ 部活動実績を評価項目としない高校入試制度を創設する。
- ・ 一人一台端末を利用した「こころの相談室」を設置する。
- ・ 県教育委員会及び学校における本モデルの推進状況や事案への対応状況について、外部専門家による点検を定期的に行う。

第1章 再発防止「岩手モデル」策定の経緯

- 平成30年 7月 県立高校生生徒自死事案発生
- 平成30年10月 第三者による調査委員会設置
- 令和 2年 7月 調査委員会が県教委に調査報告書提出
- 再発防止に向け3つの方針を提言
 (1)悩みや苦しみを抱えた生徒が援助希求できる体制の構築 (2)生徒の主体性を育む指導体制の構築 (3)提言に基づく「岩手モデル」の策定と発信
- 令和 2年11月 再発防止「岩手モデル」策定委員会設置
- 設置の目的：教育職員等の体罰・ハラスメント事案及び当該事案に関連する児童生徒の自死事案の再発防止
- 令和 6年 5月 再発防止「岩手モデル」～TSUBASAモデル～ 策定

第2章 学校及び県教育委員会の対応として不適切だった点と再発防止に向けた基本的な考え方

「なぜこのような事案が起こったのか、なぜ学校や県教委は防ぐことができなかったのか」について調査・確認等を行い、不適切だった点を整理し、再発防止に向けた基本的な考え方を提示
 <再発防止に向けた基本的な考え方>

教職員等	○ 管理職を含めた教職員全員に対する不適切な指導に係る正しい認識の普及徹底
学校(管理職)	○ 教職員等による不適切な指導が疑われた際の学校における適切な初動対応の徹底 ○ 不適切な指導を行った教職員等を指導に携わらせないことの徹底 ○ 学校における主体的な人事管理の確保に向けた体制づくり ○ 校長間(異動元と異動先、前任と後任)の適切な引継ぎの徹底
県教育委員会	○ 教職員等による不適切な指導(疑い含む)が判明した際の学校と県教育委員会との連携体制の明確化 ○ 教職員等に係る情報管理や人事管理に係る体制の確保

第3章 再発防止に向けた取組

※ 詳細は次ページ

- | | | |
|-----------------------|-------------------|--------------------------|
| 1 不適切な指導の禁止 | 2 不適切な指導の根絶に向けた取組 | 3 不適切な指導の情報を把握した際の対応 |
| 4 人事管理 | 5 部活動についての具体的な取組 | 6 進路指導・キャリア教育についての具体的な取組 |
| 7 援助希求についての具体的な取組 | 8 研修一覧 | 9 相談機能の充実 |
| 10 モデルのモニタリング及びアップデート | | |

第4章 今後の検討事項

○ 授業や部活動など校内の常時録音・録画

資料編

○ 検討経過・関係法令等

第3章 再発防止に向けた取組(主な取組)

1 不適切な指導の禁止	> 不適切な指導を、「暴力」「不適切な言動」「性暴力・セクシュアルハラスメント」の3つに整理し、具体例や生じる責任を提示		
2 不適切な指導の根絶に向けた取組	教職員等の責務と取組 ■ 教職員等は、児童生徒の人格形成に大きな影響を与える存在であることを自覚する。 ■ 教職員等一人ひとりが意識を改革し、児童生徒の成長段階や個々の状況に寄り添った適切な指導方法を身に付ける。 > 子どもの権利条約等についての理解を深め、個人として尊重した教育活動を行う。 > 児童生徒との信頼関係を理由に、心身に苦痛を与える指導を正当化しない。 > 本モデルの具体的な取組を理解した上で、児童生徒を指導する旨の宣言書を提出する。	管理職の責務と取組 ■ 児童生徒が生き生きと学べる学校づくりを担い、教職員等一人ひとりの指導力の向上を支援する。 ■ 管理職自身が指導のあり方について正しく認識し、不適切な指導を決して許さない職場風土を醸成する。 > 学校経営計画の重点目標に不適切な指導の根絶に係る目標・取組方針を示す。 > 自分事として捉えるよう研修内容を工夫し、教職員間で情報交換の機会を積極的に持つ。 > 教職員等に日常的に声かけを行い、適時、適切な指導・助言を行う。	県教委の責務と取組 ■ 児童生徒が生き生きと学べる学校づくりを支援し、教職員等に対し、高い倫理観と規範意識を持つよう徹底する。 ■ 不適切な指導があった場合は、学校と連携して迅速で正確な状況把握に努め、厳正に対処する。 > 管理職等のリスクマネジメントに関する資質・能力向上を目的とした研修を実施する。 > 校長の運営管理、人事管理、危機管理等の状況を確認し、本モデルの徹底を指導する。 > 懲戒処分を受けた教職員等に、誓約書を提出させ、1年間の事後研修を実施する。
3 不適切な指導の情報を把握した際の対応	> 初動対応フローやマニュアルに沿って事実確認を行い、学校と県教委が情報共有を図る。 > 児童生徒が安心してできる環境を確保した上で丁寧に聴き取り、事実を確認する。状況に応じて、スクールカウンセラーや関係機関と連携し、ケアを行う。 > 教職員等が不適切な指導を否認する場合には、当該教職員等からの聴き取り内容のみではなく、複数の情報から判断し、事実を確認する。 > 日頃から、些細なこと、疑いの段階でも管理職に報告、相談する意識を持つ。	> 情報があつた場合、内容を正確に記録し、過小な評価をせず、事実確認に取り組む。	> 不適切な指導に対応する服務管理監を新設し、岩手モデルを推進する。
4 人事管理		> 部活動において不適切な指導の申し出の内容が明らかに不自然でない限り、直ちに指導から外す。 > 不適切な指導があつた場合の状況や対応等については、全ての記録を学校で保管し引き継ぐ。	> 各校の所属教職員等の情報について、校長、服務管理監、教職員課で情報共有を徹底する。 > 人事異動において、異動対象者の指導上の課題等を、校長と県教委の間で十分に情報共有し、県教委は異動先の校長に正確に伝える。
5 部活動についての具体的な取組	> 大会等で勝つことのみを目指す指導ではなく、スポーツ・文化科学等に親しむ基礎を培う。 > 一人ひとりの意識を改革するため、部活動に関わる教職員等全員が指導者研修を受講する。	> 生徒の意思に反して強制的に部活動に参加させない。 > 部活動指導員、外部指導者の任用に当たり、教育的意義、服務の遵守等の研修を行う。	> スポーツインテグリティの視点に立った研修を実施する。 > 各種通知を発信し、安全・安心な学校部活動を推進する。
6 進路指導・キャリア教育についての具体的な取組	> 生徒が主体的に進路を選択できるよう、生徒や保護者と面談を重ね、支援する。	> 生徒自身が主体的に選択した進路であることを組織的に確認する。	> 生徒が主体である進路指導・キャリア教育の徹底を図る。
7 援助希求についての具体的な取組	> 児童生徒の些細な変化を見逃さず、悩みや不安を教職員等で情報共有し、対応にあたる。	> 児童生徒の相談内容に応じて、適宜関係機関等と連携を図る。	> スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など必要な支援を行う。
8 研修一覧	> 学校内外における「不適切な指導の根絶に向けた研修」「進路指導・キャリア教育に係る研修」「援助希求に係る研修」等を提示。		
9 相談機能の充実	> 「公立学校教職員等による不適切な指導についての相談窓口」を設置し、相談窓口を一元化する。一人一台端末を利用した「こころの相談室」を設置する。		
10 モデルのモニタリング・アップデート	> 学校及び県教委における岩手モデルの推進状況や事案への対応状況等について「自己点検」と「外部専門家によるモニタリング」を行う。 > モデルと国の動向・学校の実態との整合性を検証し、必要に応じた改正を行う。		

V 各校共通して取り組む内容の指導の要点

岩手県教育振興計画をふまえて各校共通で取り組む内容について、学習指導要領等では、次のように示されています。

■ 学習指導要領（幼稚部・小学部・中学部 平成 29 年告示 高等部 平成 31 年告示）

URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm（「生きる力」で検索）

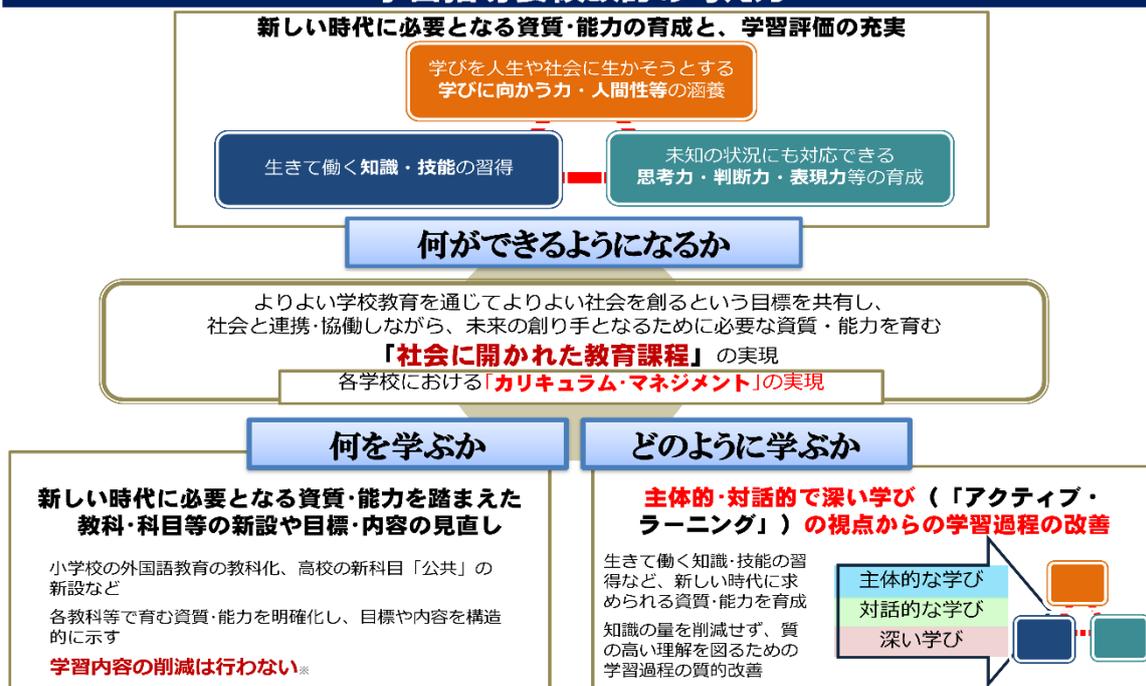
これからの教育課程の理念

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

<社会に開かれた教育課程>

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

学習指導要領改訂の考え方



※高校教育については、終末な事実的知識の確記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」） の視点からの授業改善について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。



学びを人生や社会に
生かそうとする
学びに向かう力・
人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の
習得

未知の状況にも
対応できる
思考力・判断力・表現力
等の育成



主体的な学び
対話的な学び
深い学び



【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。



【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

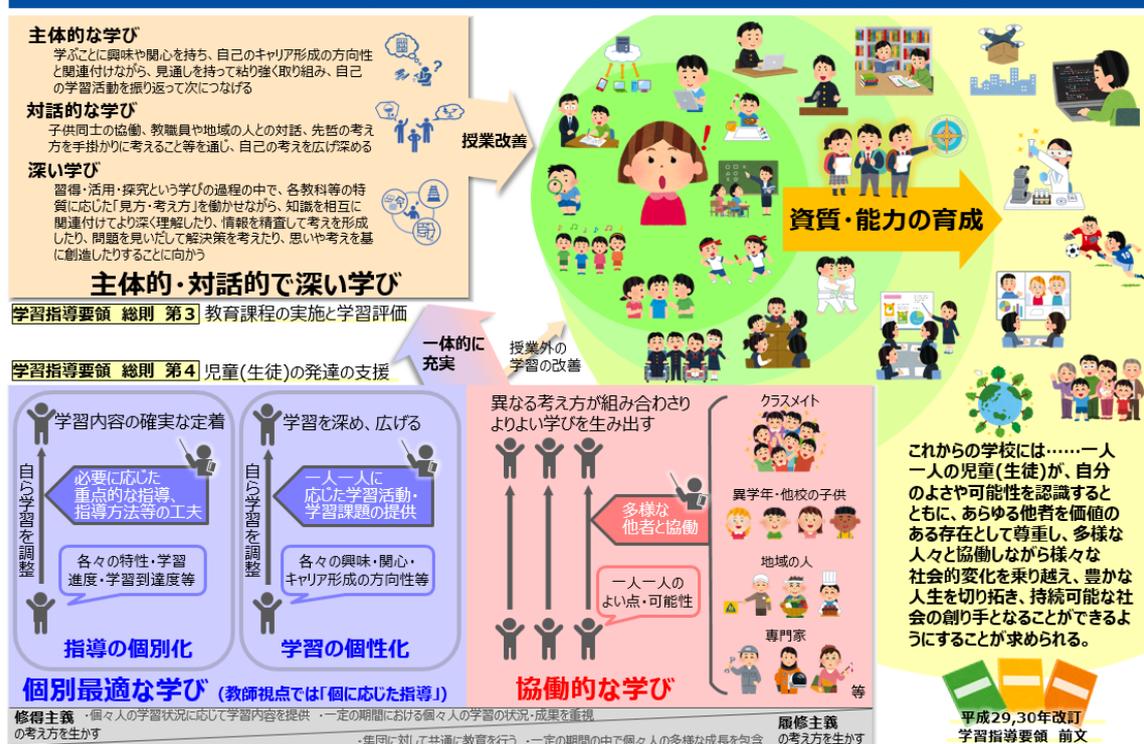
「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseiyouen/mext_01317.html

（「個別最適な学び」で検索）

学校教育の情報化が進められている状況を踏まえて、学習指導要領において示された資質・能力の育成を着実に進めるためには新たに学校における基盤的なツールとなるICTも最大限活用しながら、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子供たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実が図られることが求められています。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実（イメージ）



■ 指導と評価の一体化（学習評価に関する資料）

学習評価は、学校における教育活動に関し、生徒の学習状況を評価するものです。生徒の学習状況を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするためには、また、学習指導要領の趣旨を実現するためには、学習評価の在り方が極めて重要です。

学習評価を真に意味のあるものとし、指導と評価の一体化を実現することがますます求められています。

・「特別支援学校小学部・中学部 学習評価参考資料」（令和2年4月）」（文部科学省）

（URL https://www.mext.go.jp/content/20200515-mxt_tokubetu01-1386427.pdf）

・「特別支援学校高等部 学習評価参考資料」（令和4年3月）」（文部科学省）

（URL https://www.mext.go.jp/content/20220316-mxt_tokubetu01-100002983_02.pdf）

観点別学習状況の評価を実施する際に必要となる評価規準等、学習評価を行うに当たって参考となる情報をまとめた資料です。

・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（国立教育政策研究所）

学習評価の基本的な考え方や、小・中・高等学校の各教科等における評価規準の作成及び評価の実施等について解説しているほか、各教科等別に単元や題材に基づく学習評価について事例を紹介。（URL <https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>）

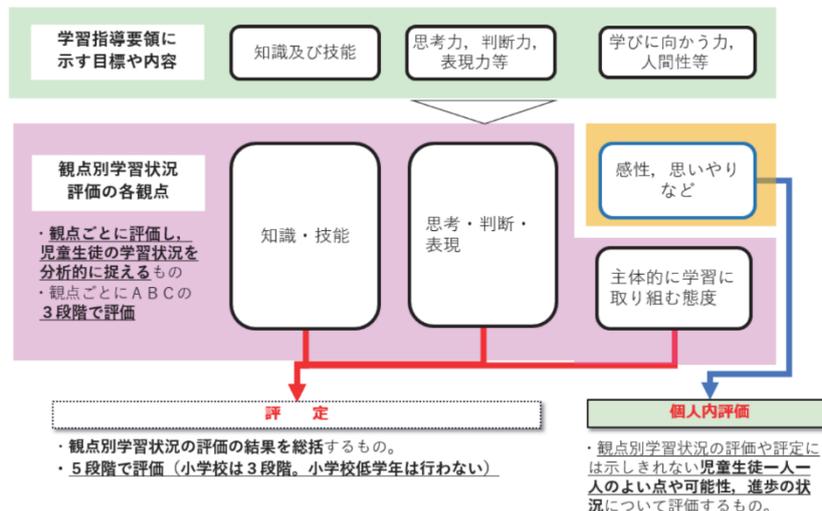
学習評価の改善の基本的な方向性

学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとするのが重要。

- ① **児童生徒の学習改善につながるもの**にしていくこと
- ② **教師の指導改善につながるもの**にしていくこと
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、
必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

各教科における評価の基本構造

・各教科における評価は、学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの（目標準拠評価）
 ・したがって、目標準拠評価は、集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。



1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

(1) 復興教育の推進

いわての復興教育

URL <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/fukkou/index.html>



◆「いわての復興教育」の定義◆

郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成するために、各学校の教育活動を通して、3つの教育的価値（【いきる】【かかわる】【そなえる】）を育てること。

「いわての復興教育」は、東日本大震災津波で学んだ教訓を学校教育に生かし、未来を創造していくために、本県の教育の根幹に据え、力強く生きていく児童生徒の育成をねらいとしている。

◆「いわての復興教育」の推進◆

「いわての復興教育」プログラムに基づく教育活動の推進

- 各学校は、「いわての復興教育」を学校経営に位置付け、「自らの生き方・あり方を考え、夢と未来を拓き、社会を創造するひとづくり」を推進する。
- 各学校は、3つの教育的価値にバランスよく取り組み、本県が目指す「ひとづくり」を行う。

【いきる】 生命の大切さ、心のあり方、心身の健康など

【かかわる】 人の絆の大切さ、地域づくり、社会参画など

【そなえる】 自然災害の理解、防災や安全など

- 各学校は、「震災の教訓を未来に語り継ぐ期間」（3月11日までの約1ヶ月）等において、これまでの「いわての復興教育」の学習を振り返るとともに、生徒が復興・発展への「思い」を共有する活動・取組を行う。

また、震災の教訓を次世代へ継承する活動・取組を充実させる。

「いわての復興教育」副読本の活用による復興教育の推進

- 復興教育副読本の活用により、「いわての復興教育」プログラムと教育活動を結び付け、地域と連携した教育の推進を図る。
- 各教科等の学習活動において、「いわて震災津波アーカイブ～希望～」や防災教育教材を効果的に活用し指導の充実を図る。

◆家庭・地域と連携した復興教育の推進◆

学校と地域（高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、企業、関係機関・団体等の幅広い地域住民等）が連携・協働し復興教育の充実、推進を図る。

<推進のポイント>

- ・ふるさとへの誇りや愛着を育てる取組が充実します。
- ・教科等による学びを見直し、充実します。
- ・家庭・地域、関係機関・団体、異校種の学校等との連携が充実します。
- ・日常生活とのつながる取組が充実します。

◆地域の実情に合わせた防災教育の充実◆ ～学校安全のねらいを踏まえて～

【そなえる】取組を具体的に年間計画に位置づける

- 学校安全計画等に、懸念される災害等に対する【そなえる】取組をより具体的に盛り込み、自分の生き方やあり方（【いきる】【かかわる】）につなげる防災教育を充実させる。

家庭・地域・関係機関・学校間等と連携した【かかわる】防災教育の充実

- 防災教育の推進にあたり、家庭・地域・関係機関・異校種の学校等が連携・協働し、自他の命を守り抜く力【いきる】と「共助」【かかわる】の精神を育成する。



(2) キャリア教育の推進

◆学校の教育活動全体で行うもの◆

キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習※、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になる。

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）

※高等部においては、下線部を「ホームルーム活動を要としながら、総合的な探究の時間や学校行事、公民科に新設された科目「公共」をはじめとする各教科・科目、知的障害者である生徒に教育を行う特別支援学校においては道徳科における学習」に読み替える。

特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（高等部）

◆キャリア教育を効果的に進めていくために◆

学校の教育活動全体を通じて行うキャリア教育や進路指導を効果的に進めていくためには、校長のリーダーシップの下、進路指導主事やキャリア教育担当教師を中心とした校内の組織体制を整備し、学年や学部、学校全体の教師が共通の認識に立って指導計画の作成に当たるなど、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たることが重要である。

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）

特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（高等部）

◆特別活動の学級活動（小・中学部）やホームルーム活動（高等部）における留意点◆

○キャリア教育の要としての役割を担うこととは、キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これからの学びや小学部では自己の生き方を、中学部では人間としての生き方を見通し※、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすことである。

※高等部においては、下線部を「人間としての在り方生き方を見通し」に読み替える。

○扱う内容については、将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主体的な意思決定を大切に活動である。小学部から高等部へのつながりを考慮しながら、小学部段階又は中学部段階として※適切なものを内容として設定している。キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものである。

※高等部においては、下線部を「高等部段階として」に読み替える。

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）

特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（高等部）

◆「キャリア・パスポート」の活用◆

○児童生徒一人ひとりが、自己の学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を実感し、自己実現や将来につなげていけるようにする。

○大人が対話的に関わり、児童生徒の頑張りを認め、自己有用感の醸成や自己変容の自覚に結び付けられるようにする。

○学校全体で共通理解を図り、児童生徒のキャリア発達を効果的に支援するために、学年・学校段階を越えて有効に活用していくようにする。

◆参考◆

キャリア・パスポートの作成と活用

（国立特別支援総合研究所）

https://www.nise.go.jp/nc/report_material/research_results_publications/leaf_series



2 確かな学力の育成

◆主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業研究の活性化◆

<具体的取組>

- 資質・能力の育成に向け「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」等の視点を踏まえ、目標や指導事項等を明確にし、授業を実践する。
- 研究協議では、単元等を通じて児童生徒に身に付けさせたい資質・能力が身に付いたか、課題は何かを検証し、教育課程を軸に「教科教育等の専門性」について共通理解を図る。
また、各教科等の「主体的な学び」の視点、「対話的な学び」の視点、「深い学び」の視点からの授業改善について学び合う場を設定する。
- 授業研究会や互見授業の目的、授業を見る視点等を校内で共有し、授業づくりについて校内の人材を積極的に活用しながら学部や教科を超えて教師同士が学び合う場を設定する。
(例) 校内で指導助言を体験する / 授業研究会後の児童生徒の学習改善や教師の指導改善について、主任層等による支援やフィードバックを継続的に行う
- 学びのツール (ICT やオンライン) を対面の指導の中で適切に組み合わせ、児童生徒の興味・関心を喚起し、学習の効果の最大化を図る指導の在り方を検討し実践に生かす。

【取組のポイント】「1単位時間」から「単元や題材など内容や時間のまとめり」へ

学習指導要領総則では、「各教科等の指導内容については、単元や題材など内容や時間のまとめりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること」と示されています。

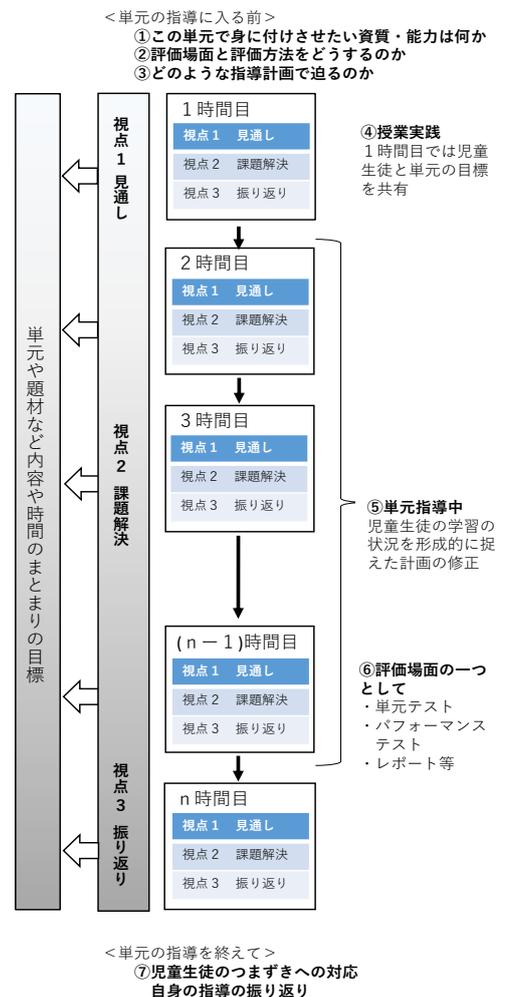
また、学習評価においても「各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとめりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること」とされています。

右図はその趣旨を踏まえた単元や題材など内容や時間のまとめりを見通した授業づくりの構想例です。本県では、「いわての授業づくり3つの視点」が授業づくりの基本として定着してきていますが、今後は1単位時間のみならず、長期的な視点で児童生徒に身に付けさせたい資質・能力を明確にした授業を構成し、実践するとともに、指導した結果について指導と評価の一体化の視点から協議することを通して、児童生徒の資質・能力の向上を目指します。

互見授業や授業研究会の視点(例)

1. 単元で身に付けさせたい資質・能力は何か
2. 1の達成に向けて、本時はどのように有効であったか
3. 1の達成に向け、本時やこの後の指導計画の改善点は何か
4. 評価方法は妥当か 等

単元や題材など内容や時間のまとめりでの授業づくり(例)



◆確かな学力を身に付けるために◆

- 基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養を目指す教育の充実に努めること。
- 変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を身に付けるためには、自分のよさや可能性を認識して個性を生かしつつ、多様な他者を価値のある存在として尊重し、協働して様々な課題を解決していくことが重要。

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）
特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（高等部）

【資料1】「いわての授業づくり3つの視点」

「いわての授業づくり3つの視点」

視点1「学習の見通し」

■児童生徒の姿■

- 1 自らの気付きや考え、学習経験などを基に、友だちや先生との対話を通して、主体的に学習課題を見出し出している。
- 2 課題解決に向けて、既習事項(用いるもの)や、考え方(用い方)を確認し、解決方法や結果を予想している。

【授業づくりのポイント】

- ア 単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、育成を目指す資質・能力を児童生徒の姿で具体化する。(目標と評価規準の明確化)
- イ 児童生徒の気付きや考え、興味・関心から問いを引き出しながら、必然性のある学習課題を設定する。
- ウ 児童生徒が、課題解決の方法や過程についての見通しをもったり、振り返ることができるように構造的な板書(キーワードを示す等)を計画する。(視点1～3に共通)

視点2「学習課題を解決するための学習活動」

■児童生徒の姿■

- 3 わからないところは自分で調べたり、友だちや先生に質問したりして、見通しをもって主体的に課題解決に取り組んでいる。
- 4 自分の考えを、友だちの考えと比べながら見直し、よりよい考えに修正しながら、理由や根拠がわかるように表現している。

【授業づくりのポイント】

- エ 児童生徒が各教科等における「見方・考え方」を働かせながら、主体的に課題解決に取り組めるような学習活動を充実させる。
- オ つまづきを想定して学習活動、支援方法を計画し、児童生徒が粘り強く取り組めるようにする。
- カ 目的に応じて、ペア等のグループ活動を位置付け、児童生徒が対話的な学びを通して、自分の考え等を評価したり・改善(自己調整)したりすることができるようにする。

視点3「学習の振り返り」

■児童生徒の姿■

- 5 単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、できるようになったことやできなかったことなど、課題解決の過程や成果を自分の言葉で表現している。
- 6 評価問題等を通じて身に付けたことを振り返り、課題解決の達成感や学習内容の有用感を感じながら、次時の学習や今後の生活に結び付けている。
- 7 自身の学ぶ態度(粘り強さ、自己調整力等)に変容を自覚している。

【授業づくりのポイント】

- キ 単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、学習内容や学習方法、課題解決の過程等、学んだことを自覚できるよう促す。
- ク 評価問題や、児童生徒の自己評価・相互評価等により、児童生徒が達成感や学習内容の有用感を得られるようにする。

【資料2】障がい種ごとのICTの活用（文部科学省）

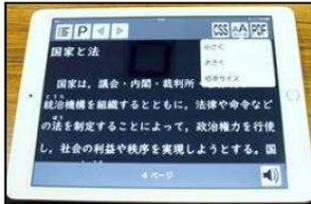
https://www.mext.go.jp/content/20201113-mxt_jogai01-000010146_014.pdf

視覚障害者である児童生徒に対する教育

視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童生徒が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、児童生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。

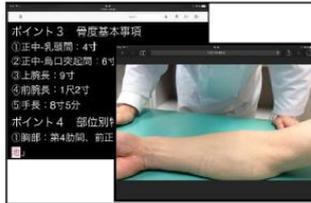
弱視の（見えにくい）児童生徒に対しては、
 ✓視覚情報をその児童生徒の見やすい文字サイズやコントラストに変換

➢ タブレットの表示変換機能 <タブレットの機能>



タブレットの拡大機能、白黒反転機能、リフロー機能により、自分にとってもっと見やす状況を実現できる。

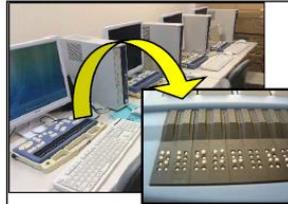
➢ タブレットのカメラ・拡大機能 <タブレットの機能>



タブレットのカメラ機能により、板書事項、小さいもの、動いているもの等を撮影し、手でじっくり確認したり、観察できたりする。

盲の（見えない）児童生徒に対しては、
 ✓視覚情報を音声（聴覚情報）や点字（触覚情報）に変換

➢ 視覚情報を触覚情報に変換 <点字キーボード>



テキストデータを点字データに変換したうえで、コンピュータ等に接続した点字ディスプレイに出力できる。大部の点字教科書を端末に収めることが可能となる。

➢ 視覚情報を聴覚情報に変換 <読み上げソフト>



音声読みあげソフト（スクリーンリーダー）により、コンピュータ等の文字情報を音声で確認できる。弱視者が拡大機能と合わせて使うこともある。

5

聴覚障害者である児童生徒に対する教育

視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

聴覚障害の（聞こえにくい・聞こえない）児童生徒に対しては、
 ✓聴覚情報（周囲の音・音声）とそれが表す意味内容などの情報を視覚化

➢ 教科書等を拡大提示 <電子黒板・大型ディスプレイ>



児童生徒の視線が、教師やモニタ等を集まり、話し合い活動の円滑化が期待できる。

➢ 校内放送を見える化 <大型ディスプレイ>



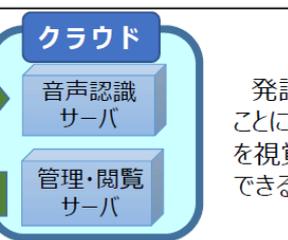
廊下天井等に設置し、文字や写真等を提示することで、視覚的かつ主体的な情報獲得ができる。緊急地震速報や非常ベルとの連動も有効。

➢ 授業中の発話を見える化 <文字変換ソフト等>



話し手（教師・生徒等）の発話を音声認識

文字をタブレット等に表示



発話をテキスト変換することにより、授業のやり取りを視覚的に理解することができる。

6

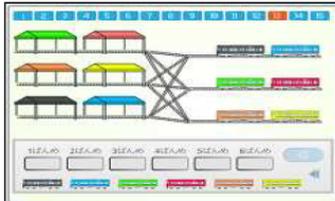
知的障害者である児童生徒に対する教育

児童生徒の知的障害の状態や学習状況、経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

知的障害の児童生徒に対しては、

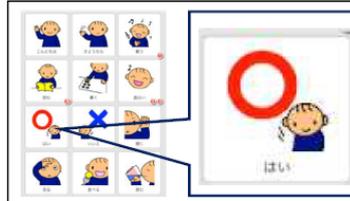
✓ 抽象的な事柄の理解と話し言葉によるコミュニケーションの代替に活用

➤ 抽象的な事柄を視覚的に理解 <学習ソフト>



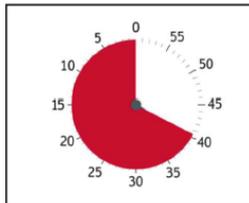
例) 視覚的に学べる教材により、算数での集合数と順序数の概念の違いといった抽象的な概念を理解することができる。

➤ 発語による意思表示を代替



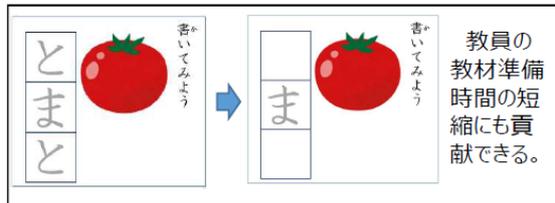
発語による意思表示が困難な児童生徒でも、アイコンを押すことで意思表示ができる。

➤ 理解が困難な事項を視覚的に理解



例) 時計を読むことが困難な児童生徒でも、視覚をとおして残時間を把握することができる。

➤ 段階的に学ぶための教材の準備が容易



教員の教材準備時間の短縮にも貢献できる。

7

肢体不自由者である児童生徒に対する教育

児童生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

肢体不自由の児童生徒に対しては、

✓ 身体機能の状態や体調の変化などに応じて、意思の表出を補助し、他者との触れ合う機会を提供

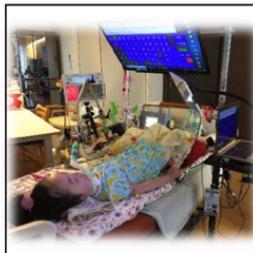
➤ 補助具等の活用 <代替キーボード、キーガード、入出力支援機器>



キーボードやマウスの入力装置の代替

→画面上に表示されるスクリーンキーボードなど文字入力を支援する機器など
→ジョイスティックやトラックボール、ボタン型のマウスなどマウス操作を支援する機器など
→身体の状態に応じ、機能の一部をスイッチで機能を支援する機器など
・通常のスイッチ、音に反応する音センサー、光を遮ると動作する光センサー、曲げると動作する屈曲センサー、息を吹き込むことで動作する呼気センサーなど
→支援する機器を利用しやすいように固定する支持機器などの周辺の機器など

➤ 表現活動の広がり <視線入力装置>



視線入力装置等を活用して、視線を動かすことで、文字や絵等にかくなど、表現活動を充実させることができる。

日本肢体不自由協会
第37回肢体不自由児・者の
美術展コンピュータート
特賞作品

➤ 遠隔合同授業 <他者とのふれあい>



少人数集団での学びのデメリットを学校や地域を越えた遠隔合同授業による協働学習により、多様な考えや意見に触れ、自分の考えを確立していく等の効果が期待される。

8

病弱者である児童生徒に対する教育

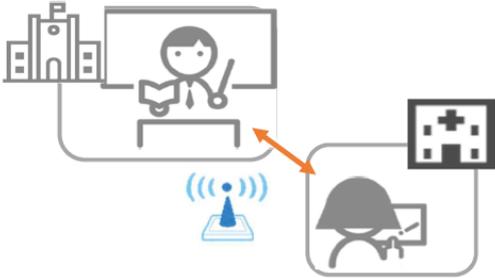
児童生徒の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

病弱の（病気による様々な制約がある）児童生徒に対しては、

✓高速大容量通信ネットワークを病院や自宅等で使用できるようにして、遠隔教育を実施

➤ 授業配信 <Wi-Fiモバイルルータ・タブレット型端末等>

学校と入院中の児童生徒がいる病院をつなぎ、同時双方向型の授業配信を行うことができる。
録画した授業を体調のよい時にオンデマンドで視聴することも可能となる。



➤ 自習教材 <タブレット型端末等>

病院等に教材を持ち込む場合は、消毒が必要な場合がある。消毒がしやすいタブレット型端末等を活用することにより、病室でも個々の理解度・進度に合ったコンテンツで学習ができる。



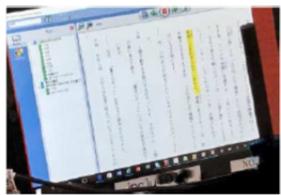
9

発達障害のある児童生徒に対する教育

発達障害の（学習上の困難がある）児童生徒に対しては、

✓教科指導における読みや書き、思考の整理などにおける困難を軽減・解消

➤ 読み上げ機能や書き込み機能の活用



例) 文字を音（オン）に変換することが苦手だったり、時間がかかったりするため、文字を音読したり、黙読したりすることが苦手な児童生徒に対して、読み上げ機能の活用により内容理解の支援が可能

例) 音（オン）を文字に変換することが苦手だったり、時間がかかったりするため、文章を書いたりすることが苦手な児童生徒に対して、書き込み機能の活用により表出の支援が可能

➤ プレゼンテーションツールの活用



例) 文字や図形をバランスよく書くことが苦手だったり、思考をまとめて構成することに時間がかかったりする児童生徒に対して、書くことや内容理解の支援が可能

➤ 他にも様々な機能の活用が想定



・読み書き等の指導アプリ等をダウンロードして、授業中や休み時間、家庭等において活用

・図と地の見分けが付きにくい児童生徒に対して、文字や下地の色やフォント等の変更機能を活用

※他にも、活用方法として、他の5障害の事例にあるような活用も想定できる

10

3 豊かな心の育成

取組の
方向性

- 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成
- 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成
- 学校における文化芸術教育の推進

人権教育の充実

※人権教育啓発リーフレット（岩手県教育委員会）

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/shouchuu/1056156/index.html>



児童生徒が権利をもつ主体であり、大人と同じ一人の人間として基本的人権を有することを理解、尊重した上で、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことができるような実践的態度や行動力を育成する。

1 「子どもの権利」の理解

※こども基本法（こども家庭庁HP）<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>

- 全てのこどもは、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的取り扱いを受けない。
- 全てのこどもについて、年齢や発達の程度に応じて、意見を表明する機会、多様な社会活動に参加する機会が確保される。
- 全てのこどもについて、年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮される。

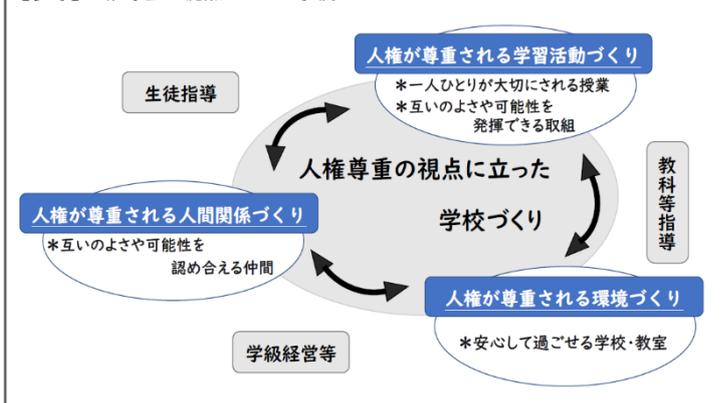
※人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】（文部科学省）

2 人権が尊重される学校づくり

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

※学校の雰囲気は、教職員同士、教職員と児童生徒、児童生徒同士の人間関係、教職員の日常的な言動等によって作られることを自覚し、人権を尊重する雰囲気を意識的、積極的に醸成する。

【参考】人権尊重の視点に立った学校づくり



- 教科等指導、生徒指導、学級経営など、教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを進める。
- 児童生徒の主体的な学級参加等を促進し、人権が尊重され、安心して過ごすことのできる学校を実現・維持するための環境整備に取り組む。
- いじめや暴力等に毅然とした指導を行うとともに、互いのよさや可能性を認め合える人間関係づくりに努める。

- 個別的な人権課題（外国人、アイヌの人々、性的指向や性自認等に係る偏見・差別、インターネット上の誹謗中傷等）を踏まえ、いじめや偏見・差別等を防ぐ取組を積極的に推進する。

3 人権が尊重される学習活動（授業）づくり

- 児童生徒の感情や考えを焦らず、慌てず、最後まで聴く姿勢を持つ。
- 児童生徒の言葉や行動の内容の是非を性急に判断せず、その背後にある心情や意味を理解するよう心がける。
- 児童生徒の発言や活動の様子を観察し、学習過程でのつまずきに伴う不安を受容して解決の見通しを示すなど、常に、受容的・共感的な姿勢・態度で接する。
- 児童生徒が有用感・成就感を実感できるよう、互いのよさや可能性を認め合う活動を意図的に仕組む。

【人権が尊重される授業づくりの視点例】

○ 自己存在感を持たせる支援を工夫する。

個に応じた課題や改善方法を提示する等、教師自身が一人一人を大切にしている姿勢を示す。

○ 共感的人間関係を育成する支援を工夫する。

教師の意図と異なる考えを抑圧したり切り捨てたりせず、一人一人が自由に発言できる雰囲気づくりを行うことを通して「自分が受け入れられている」と実感できる雰囲気をつくる。

○ 自己選択・決定の場を工夫して設定する。

互いの学習の仕方やまとめ方を交流する機会を設けるなど、発達段階や実態に応じて、児童生徒が学習教材、学習方法や表現方法等、自己の学びに関して選択・決定する機会を提供する。

道徳教育の充実

校長の方針の下、学校の道徳教育の重点目標や方向性について共通理解し、道徳教育推進教師を中心とした組織的な推進体制により、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図る。

- 将来に対する夢や希望、自己の人生や未来を拓いていく力を育む源として、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うようにする。
- 学校の道徳教育の重点目標に基づく道徳教育全体計画を踏まえ、道徳科を要とした学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図り、東日本大震災津波からの復興への歩みや関連体験を通して、かけがえのない生命や自らの存在の大切さなど、人間としての生き方についての自覚を深めるようにする。
- 先人の残した優れた業績とそれを生み出した精神に学び、郷土の伝統と文化を大切にするとともに、受け継がれてきた精神性や考え方を尊重する態度を育てる。
- 道徳性を育む観点から、現下の状況を踏まえ、いじめや差別等の防止や安全確保等にも資するよう留意し、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を通して、自立した人間として他者とよりよく生きることができるようになる。

1 学校組織としての取組の充実

各学校における道徳教育の目標を踏まえ、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心とした機能的な推進体制を構築し、研修等を充実させながら、全教職員が協力して道徳教育を推進する。

2 全体計画、指導計画の改善及び活用

全体計画、指導計画が、児童生徒や地域等の実態、保護者や教師の願い等を踏まえ、学校の道徳教育の重点目標を踏まえた明確で実効性のあるものになっているか確認、改善し、実際に活用しながら計画的に道徳教育を推進する。

※いわて道徳教育ガイドブック増補版

https://www.pref.iwate.jp/res/projects/default_project/page/001/071/849/zouhoban_2.pdf



体験活動の充実

集団宿泊活動や職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を通して、児童生徒の思いやりの心や規範意識、協調性、責任感、感性など豊かな人間性を育むようにする。

- 児童生徒が社会や地域における貴重な体験を通して、様々な人々と関わり合いながら、達成感や有用感を得ることができるよう、多様な体験活動を推進する。
- 「集団宿泊活動」「職場体験活動」については、学校の実態や児童生徒の発達の段階を考慮しつつ、その教育効果が表れるような日数や時数を確保し、集団生活の在り方や人間としての生き方などについて、望ましい体験を積むことができるようにする。
- 「ボランティア活動」については、地域での社会貢献活動などを通して、他の人々や社会のために役立つとともに自分が価値ある存在であることを実感できるようにする。

文化芸術教育の充実

心豊かに生活する基盤をつくるため、文化芸術教育を推進し、児童生徒が親しみながら、文化芸術への理解を深められるようにする。

- 文化芸術への理解を深めるため、郷土の伝統文化の体験や継承活動に取り組む機会及び様々な文化芸術の鑑賞会等の機会の充実に努める。
- 各教科・領域との関連を図りながら、教育課程全体で伝統や文化に関する指導の充実を図る。
- 地域の伝統や文化に関する内容の重視と児童生徒の発達段階に応じた指導を工夫する。
- 地域人材等の活用による活動の充実と地域と児童生徒が一体となった活動を推進する。

※いわての文化情報大事典 <http://www.bunka.pref.iwate.jp/>



4 健やかな体の育成

◆学校の教育活動全体を通じて適切に行う◆

学校における体育・健康に関する指導を、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科や家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の保健体育科や技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び自立活動など※においてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。

※高等部においては、下線部を「保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目、総合的な探究の時間及び自立活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び自立活動）など」に読み替える。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

特別支援学校高等部学習指導要領

（１）生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実

「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の形成による健康の保持・増進に向けて、学校内における各分野の担当者が連携し、一体的に関連付ける取組である「60（ロクマル）プラスプロジェクト（※1）」を推進することにより、生徒一人ひとりのよりよい生活の確立に取り組む。

ア 生徒が体力や技能の程度、年齢や性別及び障がいの有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう指導の充実に努める。

イ スポーツの意義や価値を学び、スポーツへの興味・関心を高めるため、オリンピック・パラリンピック教育の推進に取り組む。

ウ 生徒が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い積極的に健康な生活を実践できるようにする。

エ 学校は、生徒の健康状態や健康課題等を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえた学校保健計画を作成し、全教職員・家庭・関係機関の協力を得ながら、学校の教育活動全体を通じて取り組む。

オ 肥満・瘦身の改善については、発達段階を考慮しながら集団指導・個別指導をそれぞれ充実させ、学校保健委員会等を活用して計画的・組織的に取り組むとともに、次に示す内容について生徒の現状に配慮しながら指導に取り組む。

- ・ 栄養バランスのよい朝食を毎日とることの意義
- ・ 望ましい間食のあり方
- ・ 自分にとって適切な食事の量
- ・ よく噛む習慣（カミカミ運動）

カ 食に関する指導の全体計画（※2）を作成するなど、学校の教育活動全体を通じて食育を推進するための体制を整備し、組織的、計画的に取り組む。

キ 生徒が、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などに理解を深めることにより、積極的に健康な生活を実践できるようにする。

【参考】

(※1) 60 (ロクマル) プラスプロジェクト

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/sports/1058330/index.html>



(※2) 食に関する指導の手引—第二次改訂版— (平成31年3月)

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm



岩手型肥満解消ぺっこアプローチ 軽度肥満対象個別相談指導資料

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/sports/hoken/1047151/1007361.html>



中高生の肥満予防及び改善指導資料「岩手っ子カラダ改革 LAFF Challenge」

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/sports/hoken/1047151/1033424.html>



6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策の推進

取組の
方向性

- ① いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処
- ② 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進
- ③ デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進

いじめ問題への対応

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策や、学校いじめ対策組織を中核とした組織的な指導体制の充実により、いじめ事案に対して適切に対処する。

- 教職員の共通理解のもと、「学校いじめ防止基本方針」の具体的展開を進める。
- いじめ防止等について、児童生徒による実践的な活動の充実を図る。
- 教職員の資質向上を図るため、「いわて『いじめ問題』防止・対応マニュアル」（岩手県教育委員会）、いじめ対策に係る事例集（文部科学省）等を活用した研修を実施する。

※「いわて『いじめ問題』防止・対応マニュアル」（岩手県教育委員会）

https://www1.iwate-ed.jp/09kyuu/tantou/tokusi/ijime_manual/ijime_manual.pdf

※いじめ対策に係る事例集（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/icsFiles/afieldfile/2018/09/25/1409466_001_1.pdf

マニュアル



事例集



不登校対策

不登校の未然防止、初期対応・適切な対応を推進するため、教育相談体制の一層の充実や関係機関と連携した教育機会の提供等により、児童生徒に寄り添った不登校対策の推進を図る。

- 不登校の背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、個に応じた具体的な支援を行う。
- 児童生徒が不登校になってからの事後的な取組だけでなく、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指した取組を行う。（発達支持的生徒指導の推進）
- 教育相談担当者（コーディネーター）が主導となって臨機応変に会議を開くなど、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と連携した学校教育相談体制を整備し、支援体制の充実を図る。

情報モラルに関する指導

児童生徒が情報化社会において健全な生活を送るため、情報モラル教育の推進や保護者への啓発活動により、児童生徒が適切な情報活用に関する能力や規範意識を身に付ける取組を推進する。

- インターネットやSNSの利用率、携帯情報通信端末の所持率の上昇が進む中、情報モラルに基づき正しく判断し活用できる資質・能力を身に付けるため、教員研修を実施したり効果的な実践事例を情報共有したりすることで、情報モラルの指導に生かし、情報モラル教育の充実を図る。
- 児童生徒を被害や有害情報から守るため、情報モラルに係る児童生徒向けの指導資料を配付するとともに、インターネット利用ルールに関する普及啓発活動を保護者や地域、関係団体等と連携して取り組む。

幼児児童生徒の心のサポートの充実

※いわて子どものこころのサポート

http://www1.iwate-ed.jp/09kyuu/tantou/tokusi/h23_kokoro_s/kokosapo_top.html



1 教員研修

- 臨床心理士等を派遣して、学校・地域の実態やニーズに対応した教員研修を実施する。

2 人的支援等

- スクールカウンセラー、並びにスクールソーシャルワーカーの配置を継続する。

3 心とからだの健康観察

- 8～9月に全県で「心とからだの健康観察」を実施するとともに、その結果を詳細に分析し、経年による変化を踏まえた中長期にわたる支援を進める。

令和7年度いじめ対策に係る重点

【重点目標】

実効的に機能する「学校いじめ対策組織」を構築し、 組織的にいじめの未然防止・適切な対処に当たる

各学校においては、全ての教職員が、法、基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解し、学校いじめ防止基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底する。

【重点取組】

【学校いじめ対策組織】 いじめの防止等の中核となる組織

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む。）

【未然防止】 発達支持的生徒指導・課題未然防止教育

- 人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように取り組む。
- 道徳科や学級・ホームルーム活動等において法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行う。
- 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

【適切な対処】 課題早期発見対応・困難課題対応的生徒指導

- 日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努めるとともに、予兆に気付いた場合には、被害（被害の疑いのある）児童生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対処を心がける。
- 早い段階から、SC・SSW等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、以下の流れに沿って多角的視点から組織的対応を進める。
 - ① アセスメント（いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童生徒の抱える課題等）を行う。
 - ② アセスメントに基づいて、被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針、周囲の児童生徒への働きかけの方針についてのプランニングを行う。
 - ③ 被害児童生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得る。
 - ④ 指導・援助プランを実施する。
 - ⑤ モニタリング（3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告と心理的状态の把握等）を行う。
- 問題に応じて、警察へ相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図る。

※いじめ防止対策推進法(文部科学省) https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo1/gijiroku/attach/1337765.htm

※いじめ防止等のための基本的方針(文部科学省) https://www.mext.go.jp/content/20240329-mext_jidou2-000034502_006.pdf

※いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(改訂版)(文部科学省) https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-1336275_3.pdf

※生徒指導提要(改訂版)(文部科学省) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

※岩手県いじめ防止等のための基本的な方針 https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page/001/006/489/kaitei_housin.pdf

7 学びの基盤づくり

(1) 安全でより良い教育環境の整備

学校安全計画の策定・実施を通じて、児童生徒等が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整える。

令和4年3月25日に、文部科学省において策定された「第3次学校安全の推進に関する計画」に基づき「安全教育」、「安全管理」、「組織活動」の取組を充実させることが重要である。

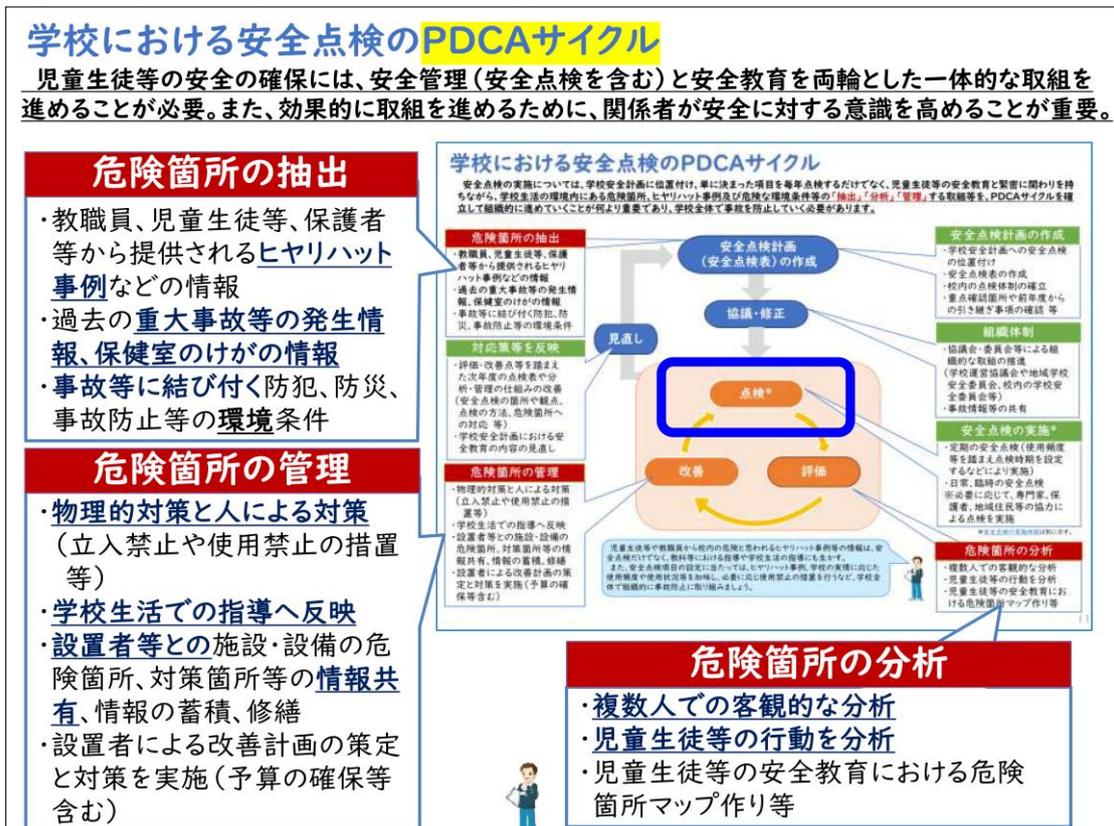
ア 目指す姿（※1）

- 全ての児童生徒等が、主体的に行動できるよう安全に関する資質・能力を身に付けること。
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること。
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること。

イ 推進のための方策（学校保健安全法に基づき学校安全の取組を実施 参照：第26～30条）

- 学校安全に関する組織的取組の推進
 - ・学校経営における学校安全の明確な位置づけ
 - ・学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルの確立（※2）
- 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進
 - ・コミュニティ・スクール等、地域の多様な主体との密接な連携・協働
 - ・通学時の安全確保
- 学校における安全に関する教育の充実
 - ・児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実
 - ・地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関との連携の強化
 - ・ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容の学校安全計画への位置づけの推進
- 学校における安全管理の取組の充実
 - ・安全点検に関する手法の改善（※3）
 - ・重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
 - ・学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（※4）
- 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等
 - ・学校安全に係る情報の見える化、データ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
 - ・教職員等の意識を高める定期的な「安全の日」の設定等、学校における安全文化の醸成

【関連資料】安全点検要領（R6.3）に関する内容（※3）



事故発生直後の取組

(1) 応急手当 優先すべきことは、事故にあった児童生徒等の生命と健康!!

👉 事故発生場所から素早く119番通報!

- 症状が重篤にならないように速やかに実施
- 誰でも即座に119番通報
- 複数の教職員が通信指令員からの口頭指導内容を共有し対応

呼びかけに応じないなどの事態では・・・
救命処置が秒を争う

- 大声で応援を呼ぶ
- 119番通報(119番は通報者を限定せず、第一発見者をはじめ誰でも即座に通報できるようにする。)
- 心肺蘇生の開始、AEDの装着など

迅速に行動することが必要。
※意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、呼吸と思えた状況が「死戦期呼吸^{*}である可能性にも留意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生とAED装着を実施する。

(2) 被害児童生徒等の保護者への連絡

👉 正確かつ迅速な連絡で情報を共有する!

- 事故発生を可能な限り早く連絡
事故の概況等最低限必要とする情報を整理
- 被害の詳細、搬送先等を整理し、連絡

(3) 現場に居合わせた児童生徒等への対応

- 心のケアを十分に行う
- 状況により学校全体で引渡し等の対応も検討

【参考】呼びかけても反応がないなど心停止が疑われる場合での応急手当
一次救命処置(BLS)の手順が、日本赤十字協会(JRC)のJRC蘇生ガイドライン2020より公表。呼びかけても反応がないなど心停止が疑われる場合には、躊躇せず、一次救命処置を行う必要があります。

*死戦期呼吸(あえぎ呼吸)とけいれんについて(ASUKAモデル・平成24年さいたま市教育委員会編)
○突然、心停止となった場合、『死戦期呼吸』と呼ばれるゆっくとあえぎような呼吸や『けいれん』が認められることがあります。突然、目の前で転倒し、いつもと様子が違う呼吸やけいれんを認めた場合、『心停止の可能性』を疑い、行動を始めることが重要です。
○心停止ではない人に、胸骨圧迫を行ったりAEDを使用したりしても、大きな問題は起こりません。
※『死戦期呼吸』や『けいれん』の判断ができない場合や、自信が持てない場合は、胸骨圧迫とAEDの使用を開始します。

【参考】

(※ 1) 第3次学校安全の推進に関する計画 (令和4年3月25日閣議決定)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm

(※ 2) 学校の危機管理マニュアル等の評価・見直しガイドライン

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm

岩手県教育委員会危機管理マニュアル

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1006232.html>

岩手県立学校熱中症対策ガイドライン

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/sports/1049306/1074933.html>

(※ 3) 安全点検要領 (令和6年3月文部科学省)

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenken/index.html>

(※ 4) 学校事故対応に関する指針【改訂版】(令和6年3月文部科学省)

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/guideline-jikotaiou/index.html>

学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm

生命(いのち)の安全教育

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



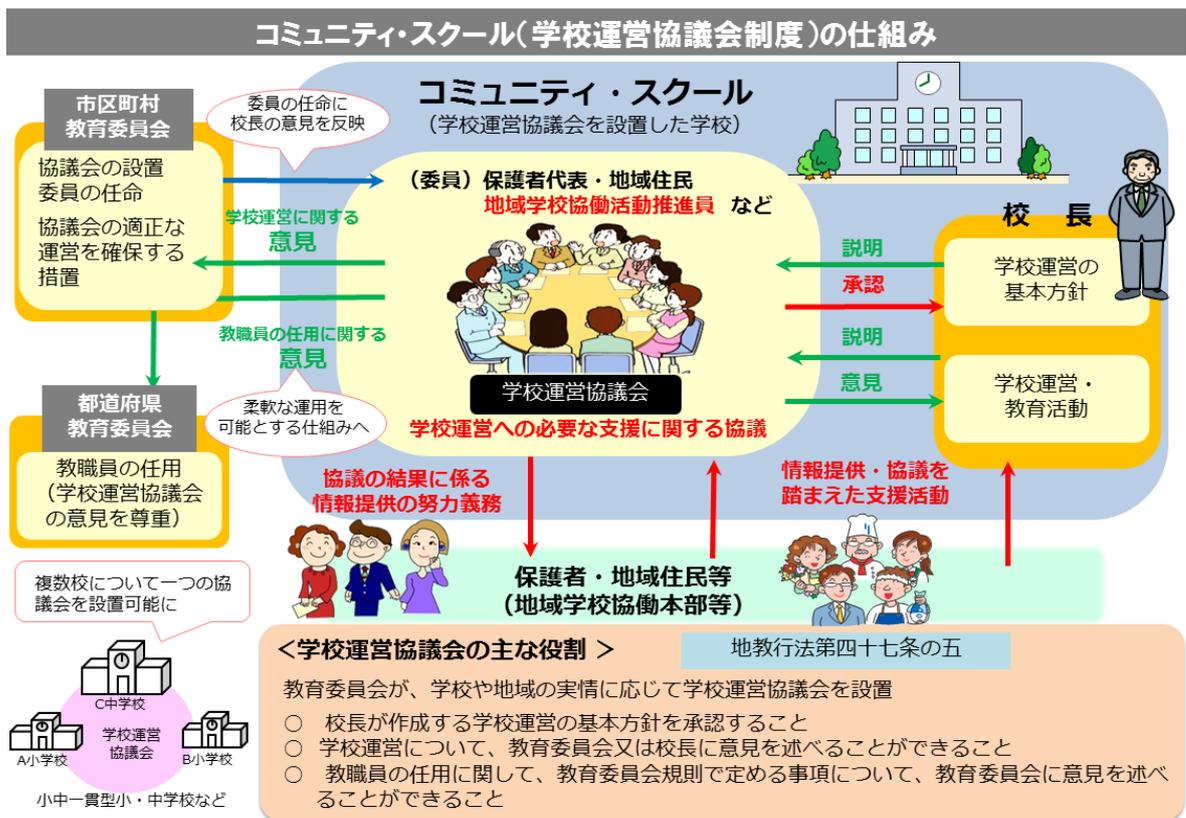
(2) 魅力ある学校づくりの推進

地域とともにある学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクールを導入し、学校経営計画で設定した目標の達成状況等を広く公表する。

ア コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地域住民や関係団体等の代表から構成される「学校運営協議会」を設置する学校を「コミュニティ・スクール」（CS）と呼ぶ。

学校運営協議会は、学校・家庭・地域が「何をを目指すのか」という目標やビジョンを共有し、「何に取り組む必要があるか」等について協議し意見をいただく機関である。また、共有した目標やビジョンの達成に向け、家庭や地域の方々等の参画も得て、学校・家庭・地域が適切に役割分担をしながら、学校と地域が一体となって協力し取り組んでいくものである。



[参考：文部科学省資料]

イ 学校経営計画

- ・各学校の状況に応じて策定する学校経営計画では、重点目標を単年度で評価・検証できるものとして記載することとしている。
- ・P D C Aサイクルによる学校経営の推進のため、重点目標を評価・検証できるような達成指標（定量的・定性的）を設定する。
- ・学校経営の推進にあたって、保護者や地域の協力を得られるように、できるだけ早い段階で保護者等に説明するなど積極的に情報公開を行う。

(3) 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上

校長及び教員の資質の向上に関する指標

URL <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/kyoushokuin/1006508/1006519.html>

県HP トップページ > 教育・文化 > 教育 > 教職員 > 教職員一般 > 校長及び教員の資質の向上に関する指標

校内研修等において、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を参考に、キャリア・ライフステージに見合った資質の向上を図る。

校長及び教員としての資質の向上に関する指標				
項目	評価項目	評価基準	評価方法	評価結果
校長としての資質	校長としての資質	校長としての資質	校長としての資質	校長としての資質
教員としての資質	教員としての資質	教員としての資質	教員としての資質	教員としての資質

※ 最新版は上記 URL からご確認ください。

(4) 岩手県教職員働き方改革プランの推進

URL <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1072650.html>

県HP トップページ > 教育・文化 > 教育 > 教育一般 > 教育行政 > 「岩手県教職員働き方改革プラン(2024~2026)」の策定について

岩手県教職員働き方改革プラン(2024~2026)の概要

I 策定の趣旨

- 教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職員人生を豊かにするなど教職員のウェルビーイング(※)を確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちの理解に努めながら、より良い教育を行うことができるようにする。
- 働き方改革の実現により、岩手の未来を担う大切な子どもたちに、質の高い教育の持続的提供につなげる。

(※)ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。

II 前プラン(R3~R5)における目標達成状況

1 目標の達成状況等

【定量的目標】 県立学校の教員の時間外在校等時間の縮減
 (目標1) 時間外在校等時間月100時間以上の者をゼロ
 ○ 時間外在校等時間月100時間以上の人数
 (R3) 71人 → (R4) 21人 → (R5第3四半期末) 7人

(目標2) 時間外在校等時間(週休日等の部活動除く)が月45時間超、年360時間超の者の段階的縮減

時間外在校等時間	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績
月45時間超	(目標) 4.8%	(実績) 3.9%	(目標) 2%
年360時間超	(目標) 0.3%	(実績) 0.4%	(目標) 0%

2 次期プラン(本プラン)に向けた主な課題

- 定量的目標における(目標1)の結果と定量的目標の結果が相反する結果となっており、負担軽減や業務改善の実感を伴った、より効果的な取組を進める必要がある。
- 市町村立学校の働き方改革について、取組姿勢等に差があると認識。県内学校全体の働き方改革を推進していく観点から市町村の取組の支援について、より一層進めていく必要がある。

III 学校(教職員)を取り巻く環境変化

- 少子化の進行と子どもたちの抱える困難の多様化・複雑化
- 教育DXの推進とその対応
- 長時間勤務の教員が多い実態と教員不足

IV プランの期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

V プランの目標

【定量的目標】 県立学校の教員の時間外在校等時間の縮減
 時間外在校等時間を教育委員会規則に定める上限(月45時間、年360時間)以内とすることを段階的に実現するため、プラン期間における目標を次のとおりとする。

【目標1】 時間外在校等時間が月80時間以上の者をゼロにする。
 時間外在校等時間(週休日等の部活動指導等時間を含む)が月45時間超、年360時間超の者を段階的に縮減する。

期間	令和6年度	令和7年度	令和8年度	注
月45時間超	0%	0%	0%	①: 当該数値は、令和5年度実績より減少率を算出する。
年360時間超	0%	0%	0%	②: 当該数値は、令和5年度実績より減少率を算出する。

【定量的目標】 業務への充実感や健康面での安心感の向上、教職員のウェルビーイングの確保
 令和8年度において、以下の項目に係る肯定的実感が、令和6年度から向上することを目標とする。
 (これら実感の変化を把握するため、県立・市町村立学校における教職員へのアンケートを実施)

【目標に関連するアンケート項目】
 ・授業や授業準備に集中できている
 ・健康でいきていると実感している
 ・業務にやりがいを感じている
 ・自分の家庭のための時間を十分に確保できている
 ・自分自身の自由な時間を確保できている
 (※)前プランからの新規項目

VI 具体的取組の体系

県内の学校全体の働き方改革の実現を目指す

プランの目標達成

県教育委員会の取組

- 1 学校の取組支援
- 2 環境整備
- 3 健康確保
- 4 人材確保

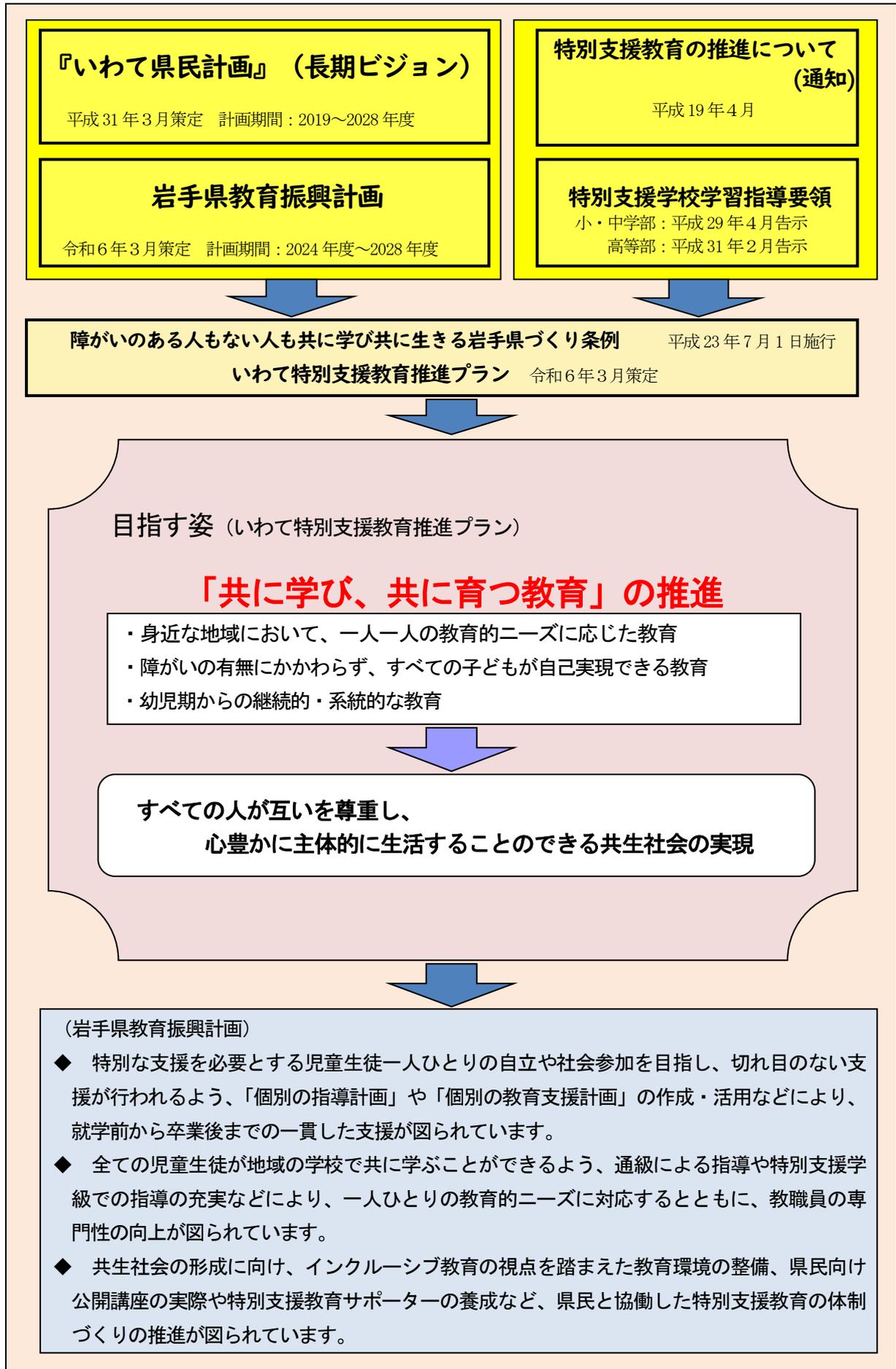
市町村立学校の取組

- 1 学校の取組支援
- 2 環境整備
- 3 健康確保
- 4 人材確保

市町村立学校の取組

市町村立学校の取組

VI いわての特別支援教育が目指すもの



VII 特別支援学校が重点事項として取り組む内容

特別支援学校においては、幼児児童生徒一人一人のニーズに対応した教育を一層充実するとともに、卒業後及び将来の自立や社会参加に向けた主体的な取組ができるよう、様々な面から工夫し、継続した支援につなげていくことが求められます。

学校経営に当たっては、制度の転換に関する理解はもちろんのこと、障がいの捉え方や社会の潮流を学校全体として共有し、これからの時代における特別支援学校の在り方や役割を見通し、実践していく学校体制を作っていくことが重要です。

また、教育活動については、幼児児童生徒一人一人の将来の望ましい自立の姿を本人、保護者と一緒に描きながら、その実現に向けて各学部間の相互理解によりその発達段階に応じた一貫性と継続性のある指導を行うとともに、将来につながる支援体制を関係機関との連携により整えていくことが必要です。

県教育委員会では、特別支援教育の方向性を「共に学び、共に育つ教育」とし、共生社会の実現に向けた取組を「いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）」を策定して、学校教育全体で推進していくこととしています。特別支援学校においては、学習指導要領の内容等も十分にふまえながら、地域の特別支援教育の拠点となり、特別支援教育のセンター的役割を担っていくことがますます求められます。

〔特別支援学校における教育経営および教育活動の重点〕

- (1) 特別なニーズの的確な把握と対応する教育内容・方法の充実
- (2) 家庭・地域及び福祉・医療・労働等の関係機関との連携に基づく支援の充実、生涯にわたる支援体制の構築
- (3) 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実
- (4) 教員の専門性、授業力向上に向けた研修の充実
- (5) 複数の障がい種に対応可能な教育課程及び一貫性のある教育体制の整備
- (6) 教育要領・学習指導要領の理解と円滑な実施
- (7) 交流及び共同学習の推進
- (8) 「いわての復興教育」の推進 <岩手県教育委員会経営計画の重点事項>
- (9) キャリア教育の推進
- (10) 企業との連携強化

Ⅷ 特別支援学校教育の指導の要点

○ 学習指導要領に基づき取り組む内容

Ⅰ 主な要点

<基本的な考え方> ～「生きる力」の育成～

- ① 子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成
- ② 知識、技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視するとともに、知識の理解の質を高め、確かな学力を育成
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな身体を育成

- ◆ 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- ◆ 障がいのある子供たちの学びの場の柔軟な選択をふまえ、幼稚園、小、中、高等学校の教育課程との連続性を重視。
- ◆ 障がいの重度・重複化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた職業教育や進路指導の充実。

- 幼稚部・小学部においては、幼児・児童の主体的な活動を確保するとともに、各領域のねらいや内容との関連を図り計画的、組織的な指導を行う。
- 中学部においては、生徒一人一人の発達段階や障がいの特性に応じた教育に関して、さらなる充実を図り、満足感や達成感につなげる指導を行う。
- 高等部においては、社会参加に向け生徒の主体性を重視する教育の推進を図る。
- 「自立活動」については、障がいの重度・重複化、多様な障がいに応じた指導を充実するため、一人一人の実態を的確に把握して個別の指導計画を作成し、それに基づいて実施する。
- 「個別の指導計画」については、計画 (Plan) - 実践 (Do) - 評価 (Check) - 改善 (Action) の過程において、適宜評価を行い、指導内容や方法を改善し、より効果的な指導を行う。また、「個別の教育支援計画」の作成についても、より有効に機能するよう適宜、評価し改善を行う。
- 将来にわたって自立し、社会参加していくため職業的な自立をめざした早期からのキャリア教育を計画的に実施する。また、地域の産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図る。
- 交流及び共同学習は、双方の子どもたちの教育的ニーズに応じた内容や方法を十分に検討し計画的に実施する。特に居住する地域の学校と、「交流籍」を活用した交流及び共同学習の実施に向けた取組を推進する。

各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み上げられてきた教育実践等の蓄積を生かしながら、児童又は生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

2 各教科

(1) 「視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒」に対する教育

- ◆ 各学部において、学習指導要領に示された各教科の目標や内容等を、児童生徒の実態を踏まえ適切に取扱う。
- ◆ 各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いについては、小・中学校、高等学校における取扱いに準ずる。
- ◆ 学習指導要領にある障がい種別ごとに必要とされる指導上の配慮事項（指導計画の作成と内容の取扱い）を十分に踏まえ、適切に指導する。

(2) 「知的障がい者である児童生徒」に対する教育

- ◆ 学習指導要領解説に示されてある知的障がいのある児童生徒への教育的な対応を基本としながら指導を行う。
- ◆ 児童生徒の知的障がいの状態等、学校・地域の実態等に即して、各教科の内容を具体化し、指導内容を設定する。
- ◆ 各教科等を合わせて指導を行う場合でも、各教科等に示す内容を基に、具体的に指導内容を設定する。
- ◆ 「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」を行うに当たっては、学習指導要領解説に示されてある指導形態ごとの考慮すべき事項に留意して実施する。
- ◆ 教科別に指導を行う場合は、学習指導要領における各教科の目標を踏まえ、実態に合わせて、適切な授業を創意工夫して行う。また、学習活動に生活的なねらいをもつことができるようにし、生活に即した活動を十分に取り入れつつ段階的に指導する。

- 児童生徒の生活に結び付いた効果的な指導について、児童生徒が見通しをもって意欲的に学習に取り組めるようにする。
- 施設設備の安全管理に配慮して学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意する。
- 家庭等との連携を図り、児童生徒が学習の成果を実際の生活に生かすことができるようにする。
- 教材・教具、補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにする。

3 特別の教科 道徳

〈要点〉

- ◆ 児童又は生徒の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る。
- ◆ 各教科・外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する。
- ◆ 知的障がい者である児童又は生徒に対しては、個々の児童又は生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行う。

- 特別の教科道徳の時間を含め、学校の教育活動全体を通じ、日常の様々な機会を通して指導する。
- 知的障がいの児童生徒に対しては、特に、生活に結び付いた内容を具体的な活動を通して指導することが効果的であることから、実際的な体験を重視することが必要である。

4 外国語活動

(1) 「視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒」に対する教育

〈要点〉

- ◆ 児童の障がいの状態や特性及び心身の発達段階等に応じて、指導内容を適切に精選するとともに、重点の置き方等を工夫する。
- ◆ 自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにする。

(2) 「知的障がい者である児童生徒」に対する教育

〈要点〉

- ◆ 教育課程に外国語活動の内容を加えることができる。
- ◆ 外国語に親しんだり、外国の言語や文化について体験的に理解や関心を深めたりしながら、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成する。

- 指導内容の設定に当たっては、個々の児童の障がいの状態や興味・関心等を十分に考慮する。
- 聴覚的認知や視覚的認知にかかわる指導、発音・発語指導などについて、自立活動との関連を図りながら取り組む。

5 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間

〈要点〉

- ◆ 障がいの状態や発達段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮する。
- ◆ 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小、中、高等学校等との交流及び共同学習を行うよう配慮する。
- ◆ 知的障がい者である生徒に対して探究的な学習を行う場合には、知的障がいのある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮する。

- 個々の児童生徒の実態に応じ、補助用具や補助的手段、コンピュータ等の情報機器を適切に活用するなど、学習活動が効果的に行われるようにする。
- 体験活動を展開するに当たっては、児童生徒をはじめ、教職員や外部の協力者などの安全確保、健康や衛生等の管理に十分配慮する。
- 知的障がい者である生徒に対しては、個々の生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮しながら、単元等を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮する。

6 特別活動

〈要点〉

- ◆ 少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする。
- ◆ 社会性や豊かな人間性をはぐくむために、交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける。
- ◆ 知的障がい者である児童生徒に対しては、個々の児童生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する。

- 望ましい集団の構成と活発な活動を行うことができるよう、他の学級や学年と合併するなどして、少人数からくる制約を解消するよう努める。
- 交流及び共同学習の実施に当たっては、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定める。
- 知的障がいの児童生徒に対する指導において、具体的なねらいや指導内容を設定する際、特に、生活に結び付いた内容を、実際の場面で具体的な活動を通して指導する。

7 自立活動

〈要点〉

◆ 指導目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成して指導を行う。

- 個別の指導計画の作成にあたっては、実態を的確に把握し、長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定し、必要な指導内容を段階的に取り上げて指導を進める。
また、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と自立活動の指導内容との関連を図り、両者が補い合うようにするとともに、自立活動の時間における指導はもとより、学校の教育活動全体を視野に入れ、効果的に指導が行われるようにする。
- 指導内容を設定する際には、以下の点を考慮する。
 - ア 主体的に取り組む指導内容
 - ・児童生徒にとって解決可能で、取り組みやすい指導内容を設定
 - ・児童生徒が興味・関心をもって取り組めるような指導内容を設定
 - ・児童生徒が、目標を自覚し、意欲的に取り組んだことが成功に結び付いたということを実感できる指導内容を設定
 - イ 改善・克服の意欲を喚起する指導内容
 - ウ 発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容
 - ・児童生徒の発達の遅れている側面を補うために発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を設定
 - エ 自ら環境を整える指導内容
 - オ 自己選択・自己決定を促す指導内容
 - カ 自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容
 - ・自立活動での学習が、将来の自立や社会参加にどのように結び付いていくのか、児童生徒が自らその関係を理解して、学習に取り組むことができるように指導内容を設定
- 自立活動の指導は、特設された自立活動の時間はもちろん、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じて適切に行われるものであるとともに、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、自立活動の時間における指導は、その一部であることを理解しておくこと。
- 指導の結果や児童生徒の学習状況を評価するに当たっては、指導目標（ねらい）を設定する段階において、児童生徒の実態に即し、その到達状況を具体的に捉えておく。

【参考】自立活動指導資料（特別支援教育指導資料 No. 49-52）

視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由	病弱

○ 「いわて特別支援教育推進プラン」に基づき取り組む主な内容

※詳細は「いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）」を参照

URL <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/tokubetsu/1060335.html>



つなぐ ～就学前から卒業後までの一貫した支援の充実～

早期からの継続した教育支援体制の整備・充実

- ◆市町村教育委員会への教育支援に関する助言・援助
 - ・県教育支援委員会調査員による各市町村教育支援状況の確認、県教育委員会への報告、市町村教育支援委員会への運営支援及び就学支援アドバイザーによる市町村教育委員会への教育支援に関する助言・援助 等

進路・就労支援の充実

- ◆就労支援ネットワーク会議（圏域ネットワーク会議）に関する周知・運営
- ◆各特別支援学校における地域企業との連携
 - ・いわて特別支援学校サポーター制度登録企業の拡大
 - ・特別支援学校と企業との連携協議会の充実
- ◆地域の特色を生かした特別支援学校技能認定会の実施・啓発と教育活動の充実

いかにす ～各校種における指導・支援の充実～

特別支援学校のセンター的機能を生かした地域等への支援

- ◆継続型訪問支援・随時相談支援を活用した指導・支援
 - ・小・中・義務教育学校のすべての学級を対象とした継続型訪問支援の実施
 - ・すべての校種への随時相談支援の実施
- ◆地域における特別支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援
 - ・特別支援教育コーディネーター連絡会による研修等の実施
 - ・特別支援教育中核コーディネーターによる授業や研究等の支援、特別支援教育担当者との相談

教職員等の専門性の向上

- ◆各障がい種特別支援学校における研究・研修の充実による授業力向上
 - ・特別支援学校公開授業研究会の実施
 - ・特別支援学校OJTによる自立活動・教科教育指導力向上

交流及び共同学習の充実

- ◆すべての校種における交流及び共同学習
 - ・「交流籍」を活用した交流及び共同学習の円滑な実施
 - ・スポーツ活動を通じた交流及び共同学習の実施
 - ・文化芸術活動を通じた交流及び共同学習の実施

支える ～教育環境の整備・充実・県民理解の促進～

共生社会の形成に向けた県民の理解

- ◆特別支援教育サポーター養成
 - ・特別支援教育サポーター養成講座の開催
 - ※令和7年度は盛岡ひがし支援学校、一関清明支援学校、釜石祥雲支援学校にて実施
 - ・特別支援学校の施設開放

特別支援学校における教育諸条件の充実

- ◆特別支援学校の整備推進

Ⅸ 特別支援学校に関する主な事業・取組

1 岩手県立学校医療的ケア体制整備事業

経管栄養や痰の吸引等の医療的ケアが必要な児童生徒が校内で安心して学習できる環境の整備をするとともに、学校生活の充実を図る。

- 医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校に医療的ケア看護職員を配置。
- 医療的ケア看護職員及び担当者を対象とした研修会の実施。

2 特別支援学校キャリア教育推進事業

特別支援学校高等部生徒の就労支援を行うため、特別支援学校技能認定研究協議会と技能認定会を開催するとともに、企業との連携強化及び沿岸部特別支援学校等の生徒の現場実習に係る支援を行う。

- 生徒の能力を客観的に示すことのできる技能認定制度の充実に向け、企業関係者や特別支援学校関係者等による特別支援学校技能認定研究協議会を開催する。また、実際に生徒の能力や態度等の認定を行う場として、技能認定会を実施する。
- 現場実習等を通じた就労支援の充実を図るため、特別支援学校と企業との連携協議会を設置し、地元企業の特別支援学校への理解を深めるとともに、継続的な協力体制を築く。
- 現場実習及び就労先確保、職業教育の充実を図るため、盛岡峰南高等支援学校及び沿岸地区特別支援学校等に職業指導支援員を配置する。

3 特別支援学校スクールカウンセラー配置事業

特別支援学校に臨床心理士等を派遣し、心のケアを必要とする児童生徒を支援する。

- 心理的なケアを必要とする特別支援学校へ臨床心理士等を派遣し、心のケアを実施。
- 臨床心理士等と対象児童生徒担当者のケース会議等を通じて、より有効な支援方法を関係者間で共有。

4 AT・ICT機器を活用した取組

障がいのある子どもの自立と社会参加の促進を目的に、タブレット型端末（iPad）等を活用した実践的・効果的な授業を展開することにより、特別支援教育の質の向上を図る。

- タブレット型端末等の効果的な活用の仕方の理解。
- タブレット型端末等を活用した授業実践及び実践事例集の作成。
- 同時双方向的な活動を取り入れた多様で効果的な実践。
- 各校における研修会の実施。

X 資 料

1 特別支援教育に関する主な通知・通達・報告

年	月 日	通 知 ・ 通 達 ・ 報 告 等
S 2 2	3. 3 1	「学校教育法」制定 第93条→盲・聾学校義務制が23年4月1日より逐年施行することを政令で定める
S 3 7	3. 3 1	「学校教育法施行令の一部を改正する政令」公布 (盲・聾・養護学校の対象となる盲者等の心身の故障の程度規定)
	1 0. 1 8	「学校教育法及び同法施行令の一部改正に伴う教育上特別な取扱いを要す児童生徒の教育措置について」(通達)
S 4 8	1 1. 2 0	「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」公布(施行期日は昭和54年4月1日)
S 5 0	3. 3 1	「重度・重複障害児に対する学校教育の在り方について」(報告)
S 5 3	8. 1 2	「軽度心身障害児に対する学校教育の在り方」(報告)
S 5 4	4. 1	養護学校就学義務制、設置義務制施行
H 5	1. 2 8	「学校教育法施行規則の一部改正等について」(通知) (通級による指導は特別の教育課程によることができることを規定)
	1. 2 8	「通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒について」(通知)
H 6	1 2. 2 1	「病気療養児の教育について」(通知)
H 8	3. 1 8	「盲学校、聾学校及び養護学校の高等部における職業教育等の在り方について」(報告)
H 9	2. 1 4	「特殊教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の第一次報告について」(通知)
	1 0. 2 1	「特殊教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の第二次報告について」(通知)
H 1 0	9. 2 8	「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律の公布等について」(通知)
H 1 1	3. 2 9	「盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領」「盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領」「盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領」告示
	6. 3	「小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び中等教育学校の学習指導要領等の移行措置並びに移行期間中の学習指導について」(通知)
	7. 2	「学習障害児に対する指導について」(報告)
H 1 3	1. 1 5	「21世紀の特殊教育の在り方について」(報告)
	4. 2 7	「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」(通知)
	7. 1 1	「学校教育法の一部改正について」(通知)(寮母の名称変更→寄宿者指導員に)
H 1 4	3. 4	完全学校週5日制の実施について(通知)
	4. 2 4	学校教育法施行令の一部改正について(通知)
	5. 2 7	障害のある児童生徒の就学について(通知)
H 1 5	3. 7	「岩手県におけるこれからの特別支援教育の在り方」(最終報告)
	3.	「今後の特別支援教育の在り方について」(最終報告)
	1 2.	「岩手県特別支援教育推進プラン」策定
H 1 6	1. 3 0	「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」(報告)
	1 2. 1	「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(中間報告) 中央教育審議会
	4. 1	「発達障害者支援法施行について」(通知)
		「発達障害のある児童生徒等への支援について」(通知)

H 1 7	4. 2 2	「特殊教育免許の総合化について」（報告）
	1 2. 8	「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（答申） 中央教育審議会
H 1 8	3. 3 1	「学校教育法施行規則の一部改正等について」（通知） ※LD、ADHDを通級の対象への追加等 「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について」（通知）
	7. 1 8	「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」（通知）
	1 2. 2 2	「教育基本法の施行について」（通知）
H 1 9	3. 3 1	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について（通知）
	4. 1	「特別支援教育の推進について」（通知）
H 2 0	1 0.	「岩手県における今後の特別支援教育の在り方（最終報告）」
H 2 1	3. 9	特別支援学校学習指導要領告示
	1 2.	「いわて特別支援教育推進プラン」策定、公表
H 2 2	1 2. 2 4	中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会論点整理概要を公表
H 2 3	6. 1 7	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について」（通知）
	7. 1	県条例「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」施行
	8. 5	「障害者基本法の一部を改正する法律の公布、施行について」（通知）
	1 2. 2 0	「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」（通知）
H 2 4	4. 1 8	児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について（事務連絡）
	7. 2 0	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に向けた適切な対応の徹底について（通知）
	7. 2 3	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）
H 2 5	8. 2 8	「障害のある児童生徒の教材の充実について」（報告）
	1 1.	「いわて特別支援教育推進プラン」策定、公表
H 2 6	9. 1	「学校教育法施行令の一部改正について」（通知）
H 2 7	1. 2 6	日本の「障害者の権利に関する条約」の批准書を国連事務局に寄託・承認
	2. 2 4	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の策定について（通知）
	3. 2 7	「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定、小学校学習指導要領の一部を改正する告示、中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について（通知）」
H 2 8	4. 2 4	「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について」（通知）
	7. 2 9	学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）
	1 2. 9	学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）
H 2 9	3. 3 1	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（報告）
	4. 2 8	特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 告示
	1 2. 2 7	特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）
H 3 0	2. 8	障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について（依頼）
	3. 3 0	障害者基本計画（第4次）閣議決定
H 3 1	2. 4	特別支援学校高等部学習指導要領 告示 特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示等の公示について（通知）
	2. 4	学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号）の一部を改正する告示の公示について（通知）

	3. 20	「学校における医療的ケアの今後について」（通知）
	3. 29	「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（通知）
R 3	3.	「いわて特別支援教育推進プラン」策定、公表
	1. 25	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告
	1. 26	「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(答申)
	5.	「岩手県立特別支援学校整備計画」策定、公表
	9. 18	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」 施行
R 4	9. 24	「特別支援学校設置基準の公布等について」（通知）
	3. 31	「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」（通知）
	4. 27	「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（通知）
R 5	3. 14	障害者基本計画（第5次）閣議決定
	3. 13	「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について」（通知）
	3. 30	「小・中学校等における病気療養児に対する ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（通知）
R 6	3. 30	「高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について」（通知）
	3.	「いわて特別支援教育推進プラン」策定、公表

2 岩手県教育委員会で発刊した特別支援教育指導資料

- No1 (昭和41年度版) 教育課程編成資料
- No2 (昭和42年度版) 指導計画作成資料
- No3 (昭和43年度版) 病弱教育指導計画作成資料
- No4 (昭和44年度版) 特殊学級経営
- No5 (昭和45年度版) 道徳の指導
- No6 (昭和46年度版) 国語指導の手引
- No7 (昭和47年度版) 作業学習指導の手引
- No8 (昭和48年度版) 図画工作(美術)指導の手引
- No9 (昭和49年度版) ことばの教室・きこえの教室設置運営の手引
- No10 (昭和50年度版) 特殊学級設置運営の手引
- No11 (昭和51年度版) 特別活動指導の手引
- No12 (昭和52年度版) 精神薄弱児国語指導の手引
- No13 (昭和53年度版) 精神薄弱児算数・数学指導の手引
- No14 (昭和54年度版) 特殊学級設置・運営の手引
- No15 (昭和55年度版) 進路指導の手引
- No16 (昭和56年度版) 交流教育の手引
- No17 (昭和57年度版) 教育課程編成資料
- No18 (昭和58年度版) 重度・重複障害児教育の手引
- No19 (平成2年度版) 障害幼児教育の手引
- No20 (平成4年度版) 特殊学級(精神薄弱)経営の手引
- No21 (平成6年度版) 心身障害児就学指導の手引
- No22 (平成9年度版) きこえの教室・ことばの教室経営の手引

No23	(平成10年度版)	障害児就学指導の手引
No24	(平成11年度版)	個別の指導計画手引—Q & A 30—
No25	(平成12年度版)	交流教育展開の手引
No26	(平成13年度版)	障害のある子どものための教育相談の手引
No27	(平成14年度版)	就学指導の手引
No28	(平成15年度版)	LD・ADHD・高機能自閉症児の理解と指導の手引
No29	(平成16年度版)	特別支援教育のための相談・支援の手引
No30	(平成17年度版)	特別支援教育コーディネーターハンドブック
No31	(平成18年度版)	通級指導教室経営の手引
No32	(平成18年度版)	中学校・高等学校における特別支援教育校内体制確立のための手引
No33	(平成19年度版)	就学支援の手引
No34	(平成20年度版)	特別支援教育支援員ハンドブック
No35	(平成20年度版)	支援が必要な幼児の育ち合いを促す保育ガイド
No36	(平成21年度版)	今後の就学指導のためのガイドライン
No37	(平成22年度版)	中学校・高等学校版すべての生徒が輝く指導・支援のすすめ
No38	(平成23年度版)	交流及び共同学習の充実に向けて
No39	(平成24年度版)	「個別の教育支援計画」の作成と活用
No40	(平成24年度版)	高等学校における個別の指導・支援体制の構築に関する実践研究報告
No41	(平成25年度版)	交流及び共同学習ガイドブック
No42	(平成26年度版)	就学事務手続きの手引
No43	(平成27年度版)	教育支援のためのガイドライン
No44	(平成28年度版)	チームで取り組む特別支援教育の手引
No45	(平成29年度版)	通級指導教室経営の手引
No46	(平成30年度版)	共に学び、共に生きる いわて
No47	(令和元年度版)	引継ぎシート作成・活用ガイドブック
No48	(令和2年度版)	支援が必要な幼児の育ち合いを促す保育ガイド 【改訂版】
No49	(令和3年度版)	自立活動指導資料（視覚障がい）
No50	(令和4年度版)	自立活動指導資料（聴覚障がい）
No51	(令和5年度版)	自立活動指導資料（肢体不自由）
No52	(令和6年度版)	自立活動指導資料（病弱）

